

第 4 章

計画段階配慮事項の調査等の結果

第4章 計画段階配慮事項の調査等の結果

4.1 計画段階配慮事項の選定

4.1.1 計画段階配慮事項の項目

計画段階配慮事項は、「愛知県環境影響評価条例」（平成 10 年愛知県条例第 47 条）に規定する「環境影響評価指針」（平成 11 年愛知県告示第 445 号）の別表第 1 の参考項目を勘案して選定した。

計画段階配慮事項の選定に当たっては、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、配慮書対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下、「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下、「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討した。

「環境影響評価指針」別表第 1「3 面的開発等」に掲げられる環境要素等のうち、計画段階配慮事項として選定した結果は、第 4.1-1 表のとおりであり、「地形改変並びに造成地及び工作物等の存在」に伴う「地下水の状況及び地下水質（地下水の状況）」、「動物（重要な種及び注目すべき生息地）」、「植物（重要な種及び群落）」、「生態系（地域を特徴付ける生態系）」及び「景観（景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観）」を選定した。

また、建造物の配置の複数案について、騒音及び悪臭への影響の違いを把握するため、「機械等の稼働」に伴う「騒音（施設からの騒音）」及び「悪臭」を選定した。

本事業において計画段階配慮事項として選定した理由は、第 4.1-2 表のとおりである。

なお、本事業は、用地造成工事及び施設建設工事を想定しているが、工事計画の検討段階であることから、工事の実施に係る項目は、計画段階配慮事項として選定しないこととした。

第 4.1-1 表 計画段階配慮事項として選定する項目

環境要素の区分 影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用					
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削・盛土等の土工	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	ばい煙の排出	汚水の排出	機械等の稼働	製品、廃棄物等の搬入及び搬出	環境に負荷を与える活動
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物									
		浮遊粒子状物質									
		粉じん等									
	騒音	建設作業等騒音									
		施設からの騒音							○		
		道路交通騒音									
	振動	建設作業等振動									
		施設からの振動									
		道路交通振動									
	悪臭								○		
	水質	水素イオン濃度									
		水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）									
		水の濁り（浮遊物質）									
		富栄養化									
	地形及び地質										
	地盤・土壌	地盤環境（地盤の安定性）									
		地盤環境（地盤沈下）									
		土壌環境									
	地下水の状況及び地下水質	地下水の状況				○					
		地下水質									
	日照阻害										
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動 物	重要な種及び注目すべき生息地				○					
	植 物	重要な種及び群落				○					
	生態系	地域を特徴付ける生態系				○					
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景 観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				○					
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場									
	地域の歴史的文化的特性を活かした環境の状況										
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物									
		残土その他の副産物									
	温室効果ガス等	温室効果ガス等									

注：1. 「○」は、計画段階配慮事項の項目として選定したことを示す。

2. 網掛けは、「環境影響評価指針」の別表第1「3 面的開発」の参考項目を示す。

第 4. 1-2 表 計画段階配慮事項の選定理由

環境要素の区分		影響要因の区分	選定理由等
騒音	施設からの騒音	機械等の稼働	新たに設置するプレス工程に係る設備機器等は、建屋内に設置するとともに、法令に基づく規制基準を遵守するよう防音対策等を講じることから重大な影響は想定されないが、建造物の配置の複数案について、騒音の影響の違いを把握するため、計画段階配慮事項として選定する。
悪臭		機械等の稼働	新たに設置する塗装工程に係る設備機器等は、建屋内に設置するとともに、法令に基づく規制基準を遵守するよう臭気対策等を講じることから重大な影響は想定されないが、建造物の配置の複数案について、悪臭の影響の違いを把握するため、計画段階配慮事項として選定する。
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により、地下水の流れ及び水位への重大な影響の可能性が考えられることから、計画段階配慮事項として選定する。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により、事業実施想定区域に生息する動物の重要な種及び注目すべき生息地への重大な影響の可能性が考えられることから、計画段階配慮事項として選定する。
植物	重要な種及び群落	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により、事業実施想定区域に生育する植物の重要な種及び群落への重大な影響の可能性が考えられることから、計画段階配慮事項として選定する。
生態系	地域を特徴付ける生態系	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により、事業実施想定区域の生態系への重大な影響の可能性が考えられることから、計画段階配慮事項として選定する。
景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	地形改変及び建造物の存在により、景観資源及び主要な眺望点並びに眺望景観への重大な影響の可能性が考えられることから、計画段階配慮事項として選定する。

4.2 調査、予測及び評価の結果

4.2.1 騒音（施設からの騒音）

1. 調査

(1) 調査手法

既存資料により、事業実施想定区域の近傍における住宅の分布状況を調査するとともに、主要な騒音発生源と想定される建造物（プレス工程施設）との位置関係を整理した。

(2) 調査地域

事業実施想定区域及びその近傍とした。

(3) 調査結果

事業実施想定区域の近傍の住宅の分布状況及び建造物（プレス工程施設）との距離については、第 4.2.1-1 図のとおりである。

2. 予測

(1) 予測手法

複数案を設定した建造物（プレス工程施設）との最寄りの住宅までの距離を整理した。

(2) 予測地域

事業実施想定区域及びその近傍とした。

(3) 予測結果

建造物（プレス工程施設）から最寄りの住宅までの位置関係は、第 4.2.1-1 表のとおりであり、A 案及び B 案が約 240m、C 案が約 270m である。

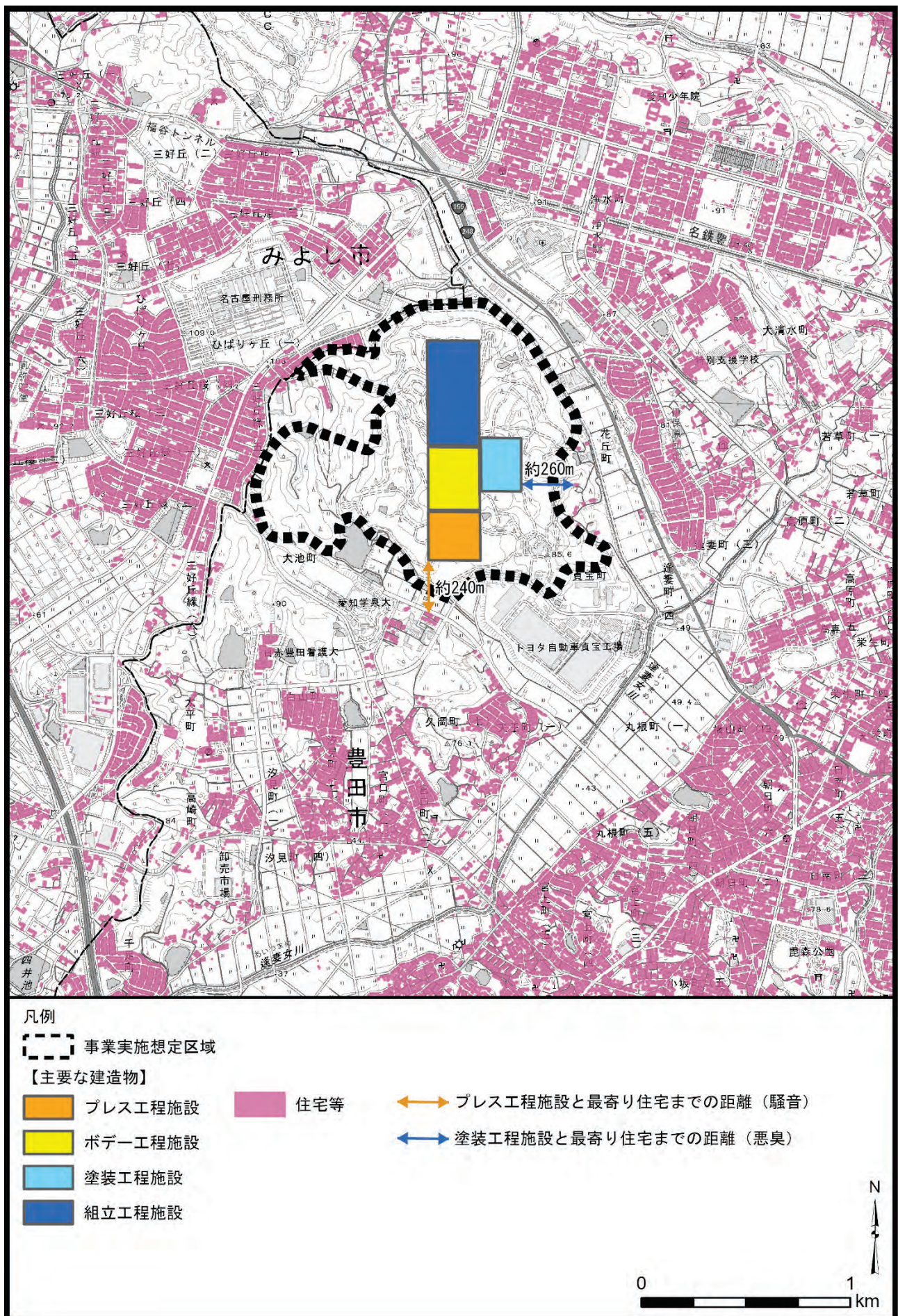
第 4.2.1-1 表 建造物（プレス工程施設）と住宅の位置関係

配置案	プレス工程施設と最寄りの住宅の位置関係
A 案	約 240m（事業実施想定区域南側）
B 案	約 240m（事業実施想定区域南側）
C 案	約 270m（事業実施想定区域北西側）

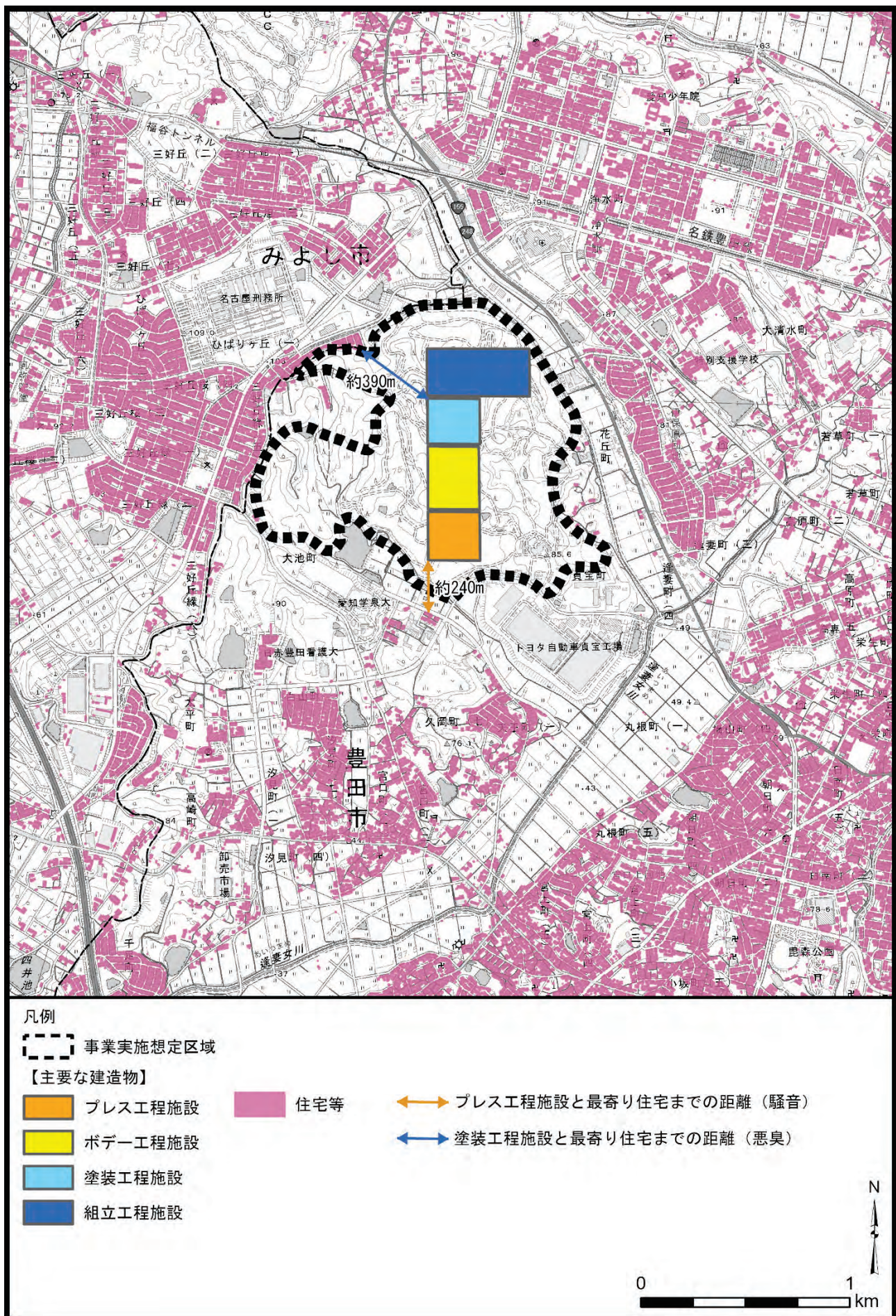
3. 評価

建造物（プレス工程施設）から最寄りの住宅までの距離は、A 案及び B 案が約 240m、C 案が約 270m であった。3 案の比較では、C 案が最も住宅からの離隔距離が大きく、騒音の影響を最も低減可能な配置と評価する。

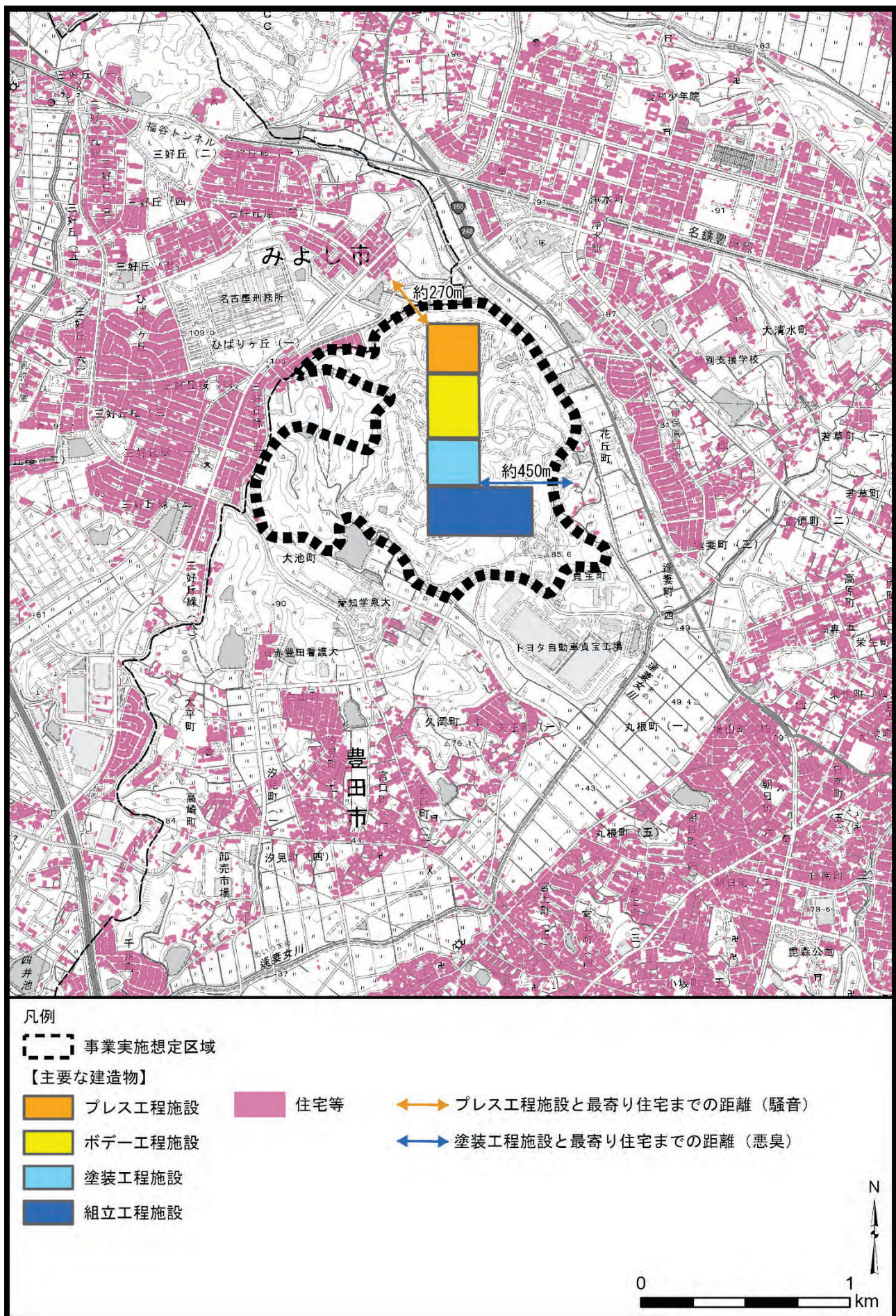
なお、主要な騒音発生源と想定される建造物（プレス工程施設）をはじめ、騒音発生源となる設備機器等については、防音対策等を適切に講じることで、法令に基づく規制基準を遵守するとともに、実行可能な範囲で騒音の影響を低減する対策を講じることとする。



第 4.2.1-1 図(1) 住宅等の分布状況（A 案）



第 4.2.1-1 図(2) 住宅等の分布状況（B 案）



第 4.2.1-1 図(3) 住宅等の分布状況（C 案）

4.2.2 悪臭

1. 調査

(1) 調査手法

既存資料により、事業実施想定区域の近傍における住宅の分布状況を調査するとともに、主要な臭気発生源と想定される建造物（塗装工程施設）との位置関係を整理した。

(2) 調査地域

事業実施想定区域及びその近傍とした。

(3) 調査結果

事業実施想定区域の近傍の住宅の分布状況及び建造物（塗装工程施設）との距離については、第 4.2.1-1 図のとおりである。

2. 予測

(1) 予測手法

複数案を設定した建造物（塗装工程施設）との最寄りの住宅までの距離を整理した。

(2) 予測地域

事業実施想定区域及びその近傍とした。

(3) 予測結果

建造物（塗装工程施設）から最寄りの住宅までの位置関係は、第 4.2.1-1 表のとおりであり、A 案が約 260m、B 案が約 390m、C 案が約 450m である。

第 4.2.2-1 表 建造物（塗装工程施設）と住宅の位置関係

配置案	塗装工程施設と最寄りの住宅の位置関係
A 案	約 260m（事業実施想定区域東側）
B 案	約 390m（事業実施想定区域北西側）
C 案	約 450m（事業実施想定区域東側）

3. 評価

建造物（塗装工程施設）から最寄りの住宅までの距離は、A 案が約 260m、B 案が約 390m、C 案が約 450m であった。3 案の比較では、C 案が最も住宅からの離隔距離が大きく、悪臭の影響を最も低減可能な配置と評価する。

なお、主要な臭気発生源と想定される建造物（塗装工程施設）をはじめ、臭気発生源となる設備機器等については、臭気発生源に対応した適切な対策を講じることで、法令に基づく規制基準を遵守するとともに、実行可能な範囲で悪臭の影響を低減する対策を講じることとする。

4.2.3 地下水の状況及び地下水質（地下水の状況）

1. 調査

(1) 調査手法

「全国地下水資料台帳調査」（国土交通省ウェブサイト）（以下、「地下水台帳」という。）による事業実施想定区域及びその周囲の井戸の情報収集及び専門家等へのヒアリングにより調査した。

(2) 調査地域

事業実施想定区域及びその周囲とした。

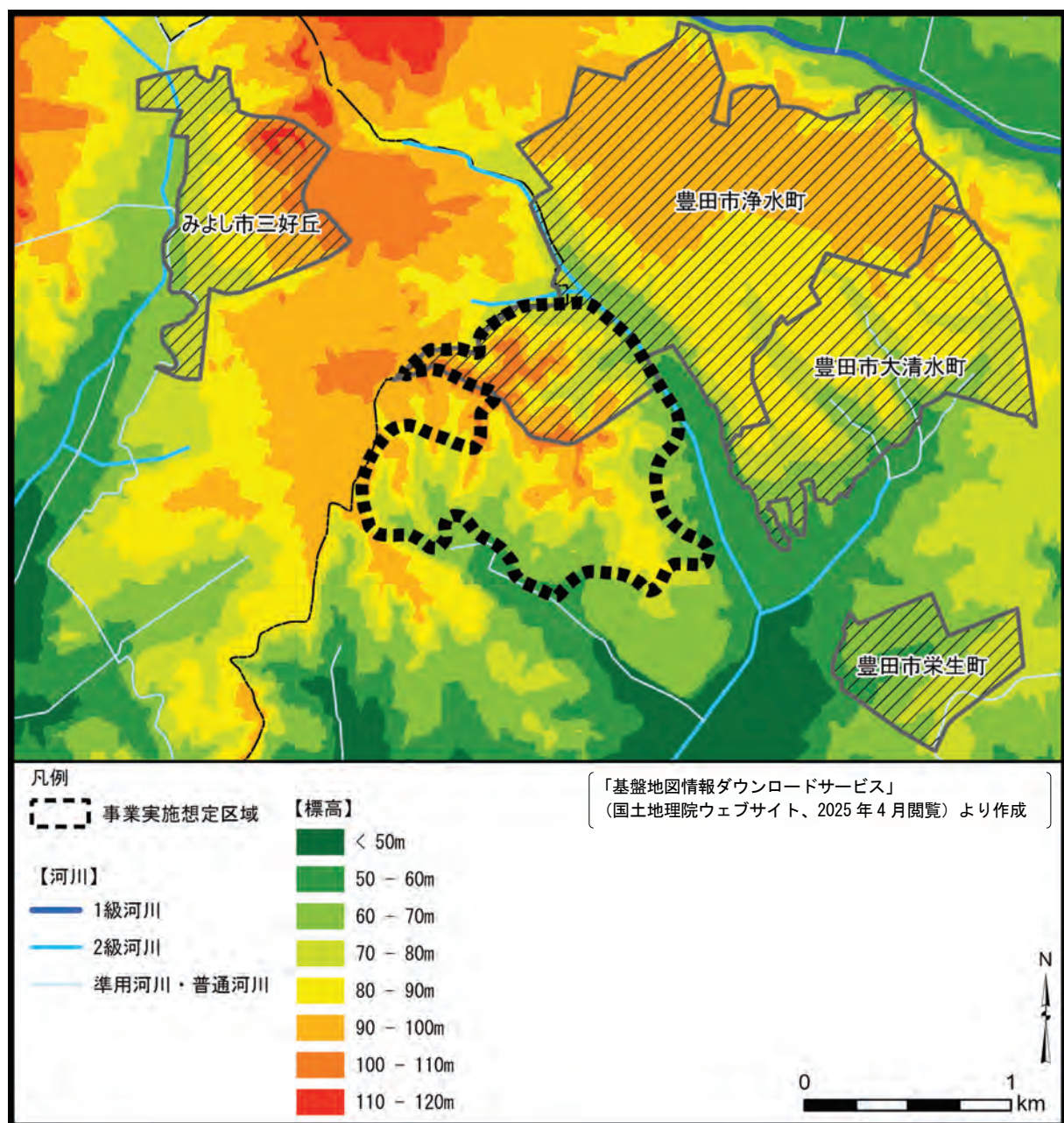
(3) 調査結果

① 既存資料調査

事業実施想定区域及びその周囲に位置する井戸については、地下水台帳に井戸の位置情報は公開されていないことから、井戸の所在地が事業実施想定区域から概ね 1km 圏内の井戸を対象とした。事業実施想定区域と井戸の所在地の位置関係は、第 4.2.3-1 図のとおりであり、地下水に関連する参考情報として、地形（標高）及び河川の情報を示した。

事業実施想定区域及びその周辺に位置する井戸の揚水試験の結果は第 4.2.3-1 表、井戸掘削時の地質情報は第 4.2.3-2 表のとおりである。

また、事業実施想定区域について、「基盤地図情報（数値標高モデル）10m メッシュ（標高）」（国土地理院ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）による標高情報を整理した結果は、第 4.2.3-2 図のとおりである。事業実施想定区域のうち、残置緑地を除く改変区域における標高の最大値は約 107m、最小値は約 55m、平均値は約 81m である。



第 4.2.3-1 図 事業実施想定区域と井戸の所在地の位置関係

第 4.2.3-1 表 揚水試験の結果

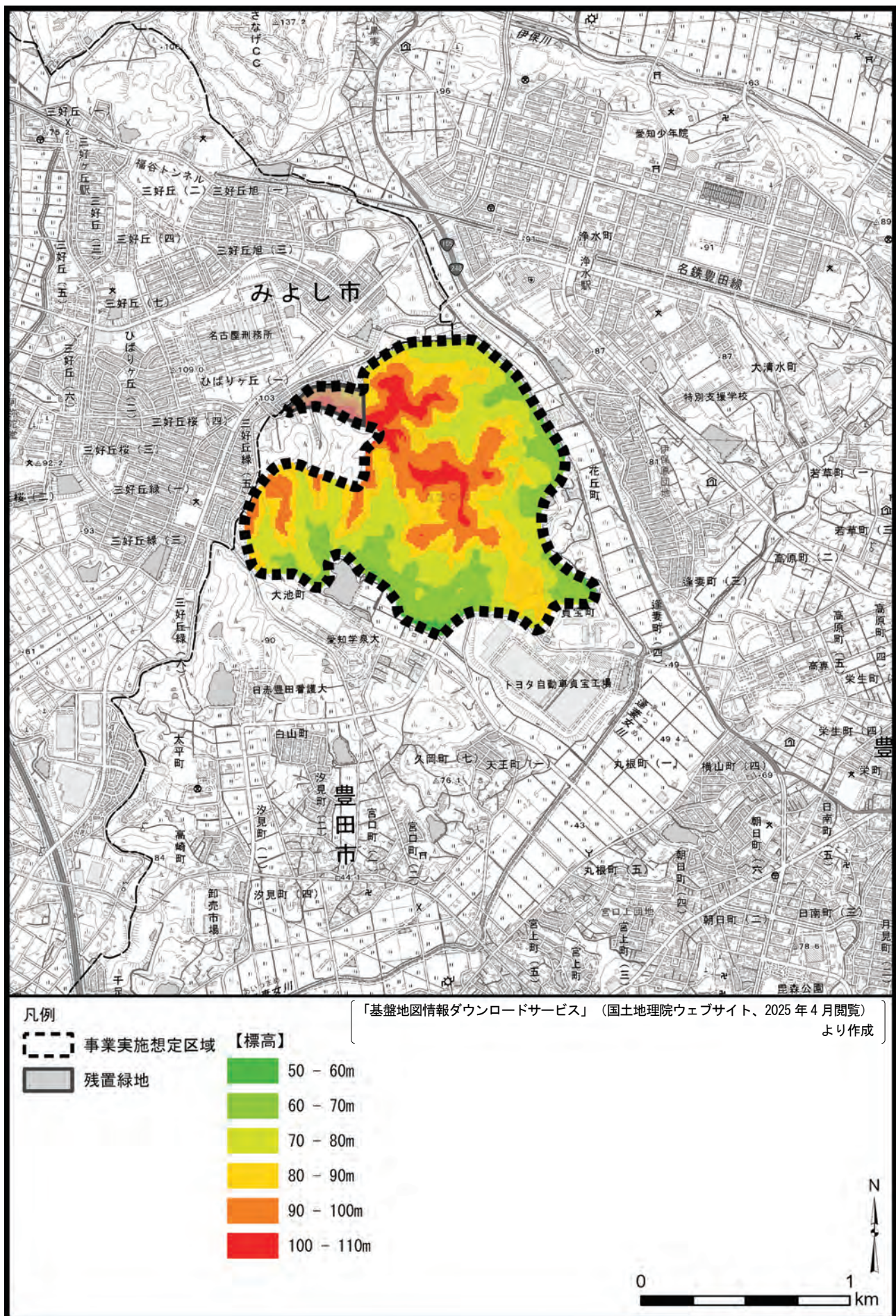
井戸の所在地	地下水 使用目的	地盤標高 (m)	掘削深度 (m)	自然水位 (m)	揚水水位 (m)	揚水量 (m ³ /日)	さく井時期
豊田市大清水町	工業用	90	130	40.97	49.13	903.0	2002 年 8 月～9 月
豊田市浄水町	都市用	90	90	22.95	24.95	167.0	2008 年 8 月～9 月
みよし市三好丘	生活用	80	60	24.00	44.00	43.0	2012 年 5 月
豊田市栄生町 2	都市用	66	70	17.65	26.37	360.0	2012 年 9 月～10 月
豊田市栄生町	その他	65.5	100	25.8	36.4	33.4	2019 年 11 月～2020 年 1 月

〔「全国地下水資料台帳調査」(国土交通省ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧) より作成〕

第 4.2.3-2 表 井戸掘削時の地質情報

豊田市大清水町			豊田市浄水町		
深度(m)		地質名称	深度(m)		地質名称
0.0	～ 1.0	表土	0.0	～ 1.0	表土
1.0	～ 10.0	砂礫	1.0	～ 19.0	粘土混じり玉石
10.0	～ 15.0	粘土混じり砂	19.0	～ 38.0	粘土混じり砂礫
15.0	～ 17.0	粘土	38.0	～ 45.0	粘土
17.0	～ 19.0	砂礫	45.0	～ 50.5	粘土混じり砂礫
19.0	～ 27.5	砂混じり粘土	50.5	～ 59.0	粘土
27.5	～ 36.0	砂礫	59.0	～ 71.0	砂礫混じり砂
36.0	～ 39.0	粘土	71.0	～ 73.0	粘土
39.0	～ 43.0	粘土混じり砂	73.0	～ 76.0	砂
43.0	～ 49.0	粘土	76.0	～ 82.0	粘土
49.0	～ 51.0	粘土混じり砂礫	82.0	～ 90.0	細砂
51.0	～ 56.0	粘土			
56.0	～ 65.0	粘土混じり砂	みよし市三好丘		
65.0	～ 72.0	砂混じり粘土	深度(m)		地質名称
72.0	～ 78.0	粘土	0.0	～ 2.0	表土
78.0	～ 89.0	砂	2.0	～ 32.0	粘土
89.0	～ 121.0	砂礫	32.0	～ 34.0	砂
121.0	～ 124.0	砂混じり粘土	34.0	～ 39.5	小礫混じり粘土
124.0	～ 130.0	粘土混じり砂	39.5	～ 55.0	粘土
			55.0	～ 59.0	粘土混じり砂礫
豊田市栄生町 2			59.0	～ 60.0	粘土
深度(m)		地質名称			
0.0	～ 1.0	盛土	豊田市栄生町		
1.0	～ 4.5	砂	深度(m)		地質名称
4.5	～ 5.5	粘土混じり砂	0.0	～ 1.5	埋土
5.5	～ 10.5	砂	1.5	～ 6.0	砂混り砂利（茶）
10.5	～ 12.3	粘土混じり砂	6.0	～ 7.0	粘土（白）
12.3	～ 13.0	砂	7.0	～ 16.5	粘土混り砂利（白茶）
13.0	～ 14.1	砂礫	16.5	～ 22.5	粘土（青）
14.1	～ 16.5	砂	22.5	～ 27.5	粘土混り砂利（白茶）
16.5	～ 18.5	粘土	27.5	～ 29.0	粘土（青）
18.5	～ 19.0	砂	29.0	～ 44.0	砂（白）
19.0	～ 20.0	粘土混じり砂	44.0	～ 56.0	粘土混り砂（白）
20.0	～ 21.0	砂	56.0	～ 57.0	埋木混り粘土
21.0	～ 25.5	砂礫	57.0	～ 64.0	粘土少量有砂（白）
25.5	～ 28.0	粘土混じり砂	64.0	～ 82.0	砂（白）
28.0	～ 31.6	粘土	82.0	～ 82.5	粘土（白）
31.6	～ 34.0	粘土混じり砂	82.5	～ 88.0	細砂（白）
34.0	～ 38.5	砂	88.0	～ 94.0	砂（赤）
38.5	～ 41.4	粘土混じり砂	94.0	～ 95.0	粗砂混り砂（白）
41.4	～ 41.8	砂	95.0	～ 100.0	砂（赤）
41.8	～ 42.7	粘土混じり砂			
42.7	～ 57.1	砂			
57.1	～ 65.5	礫混じり砂			
65.5	～ 70.0	粘土混じり砂			

〔「全国地下水資料台帳調査」(国土交通省ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧)より作成〕



第 4. 2. 3-2 図 事業実施想定区域の標高の状況

② 専門家等へのヒアリング

文献その他の資料のみでは得られない地域の情報について、専門家等へのヒアリングを実施した。

ヒアリングの結果、事業実施想定区域及びその近傍における地下水や地盤の環境について得られた情報は、第 4.2.3-3 表のとおりである。

第 4.2.3-3 表 専門家等へのヒアリングの結果（地下水の状況）

専門分野	地下水工学、環境地盤工学		
属性	元大学教授	ヒアリング実施日	2025 年 8 月 8 日
意見の概要		事業者の対応	
・ 事業実施想定区域周辺の地下水利用の目的と、使用量を行政情報等より把握しておく必要がある。		・ 方法書以降の文献調査等を検討する際の参考とする。 ・ 第 4.2.3-1 表に地下水使用目的を記載した。	
・ ボーリング調査で地下水位を測定し、地下水等高線を描き、地下水の流れを把握する必要がある。ボーリング調査は、複数層の孔内水位測定を行った方がよい。		・ 方法書以降の現地調査等を検討する際の参考とする。	
・ 用地造成の計画に基づき、地形、地盤構造及び地質の想定断面図並びに平面図を作成し 3 次元的に把握するとよい。地盤構造及び地質の連続性を把握する必要がある。			
・ 造成工事による水位変化を確認するため、工事中から工事終了時まで観測井を残しておくとい。工場の緊急時用の井戸の計画が決まれば、観測井の一つと位置付けるとよい。		・ 工事中の環境監視等を検討する際の参考とする。	
・ ゴルフ場で使用される農薬や肥料が地下水に与える影響を事前に把握すべきである。		・ 方法書以降の環境影響評価の項目を検討する際の参考とする。	

2. 予測

(1) 予測手法

既存資料及び専門家等へのヒアリング結果から整理した情報をもとに、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在が地下水の状況に与える影響を予測した。

(2) 予測範囲

事業実施想定区域及びその周囲とした。

(3) 予測結果

事業実施想定区域のうち改変区域は、標高約 55m～約 107m と高低差のある地形であり、切土、盛土等の造成工事による地形の変化や、用地造成後の掘削、埋戻しや建造物等の設置により、雨水等の地下浸透量が変化し、地下水の状況に影響が生じる可能性があると予測する。

また、事業実施想定区域の周囲における井戸掘削時の地質情報によると、不透水層と考えられる粘土層が複数層存在しており、各地点の最も浅い粘土層（不透水層）は、地盤標高 90m の豊田市大清水町で 15～17m、豊田市浄水町で 38～45m、地盤標高 80m のみよし市三好丘で 2～32m、地盤標高 66m の栄生町 2 で 16.5～18.5m、地盤標高 65.5m の栄生町で 6～7m であった。

用地造成に伴う切盛範囲及び建屋掘削深度は、現時点で確定していないが、仮に造成後の地盤高を改変区域の平均標高 81m とした場合、標高の高い場所では約 26m 程度の切土が想定される。このため、改変範囲が不透水層に及ぶ可能性があり、地下水の流れの変化や、帯

水層の水圧の変化による周辺井戸に及ぼす水量、水位変化等の影響が生じる可能性があると予測する。

3. 評価

(1) 評価手法

予測結果をもとに、地下水の状況について、影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを評価した。

(2) 評価結果

地形改変並びに造成地及び工作物等の存在に伴い、雨水等の地下浸透量に変化が生じ、地下水の状況に影響が生じる可能性がある。

また、用地造成に伴い、切盛範囲が不透水層に及ぶ可能性があり、地下水の流れの変化や、帯水層の水圧の変化による周辺井戸の水量、水位変化等の影響が生じる可能性がある。

ただし、今後の環境影響評価手続きにおいて、「(3) 方法書以降の手続きにおいて留意する事項」を行うことにより、影響を回避又は低減できる可能性があると評価する。

(3) 方法書以降の手続きにおいて留意する事項

方法書以降の手続きにおいては、専門家等へのヒアリングを行い、現地調査を実施し、事業実施想定区域及びその周囲の地下水の状況、地盤、地質の状況等を適切に把握するとともに、用地造成の計画を具体化する過程において地下水への影響が生じないよう、切盛範囲及び建屋掘削等の事業計画の詳細検討を行い、地下水の状況について予測及び評価を実施する。

また、造成法面及び施設周辺はできる限り早期に緑化する等、必要に応じて事業者が実行可能な範囲で環境保全措置を講じることとする。

4.2.4 動物（重要な種及び注目すべき生息地）

1. 調査

(1) 調査手法

重要な種及び注目すべき生息地の分布状況について、既存資料により調査した。

重要な種については、第3章の「3.1.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 1. 動物の生息の状況 (2)動物の重要な種」で抽出された種を対象に、第3章の「3.1.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 3.生態系の状況」の環境類型区分及び分布が想定される環境を勘案し、第4.2.4-1表の動物の主な生息環境ごとに整理した。

また、注目すべき生息地については、既存資料の整理結果を用いた。

第4.2.4-1表 動物の主な生息環境

動物の主な生息環境	事業実施想定区域及びその周囲の環境類型区分
樹林	落葉・針葉樹林、植林、竹林
草地	低木・草地、耕作地
水辺（水田、湿地、池沼）	耕作地、河川・池沼
河川	河川・池沼
市街地等	市街地等

(2) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。

(3) 調査結果

① 既存資料調査

a. 重要な種の分布状況

既存資料から確認された動物の重要な種は、第3章の「3.1.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 1.動物の生息の状況 (2)動物の重要な種」のとおりであり、哺乳類24種、鳥類85種、爬虫類5種、両生類10種、魚類25種、昆虫類244種、クモ類34種、貝類44種であった。

これらの種について、主な生息環境ごとに整理した結果は、第4.2.4-2表のとおりであり、「樹林」が214種、「草地」が71種、「水辺（水田、湿地、池沼）」が174種、「河川」が104種、「市街地等」が19種であった。

第 4.2.4-2 表(1) 主な生息環境別の重要な種の整理結果

主な生息環境	分類	事業実施想定区域及びその周囲における生息の可能性のある重要な種	種数
樹林	哺乳類	ニホンリス、ムササビ（ホオジロムササビ）、ニホンモモンガ、ヤマネ、ハタネズミ、スミスネズミ、ニホンノウサギ、アズマモグラ、ミズラモグラ、コキクガシラコウモリ、キクガシラコウモリ、ユビナガコウモリ、テングコウモリ、コテングコウモリ、ヤマコウモリ、モリアブラコウモリ、ヒナコウモリ、ツキノワグマ、ニホンテン、アナグマ、ニホンカモシカ	21
	鳥類	ヤマドリ、ヨタカ、ジュウイチ、ツツドリ、カッコウ、ヤマシギ、ミゾゴイ、ハチクマ、クマタカ、イヌワシ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、アオバズク、コノハズク、オオコノハズク、トラフズク、フクロウ、ブッポウソウ、アカショウビン、オオアカゲラ、ハヤブサ、ヤイロチョウ、サンショウクイ、アカモズ、イイジマムシクイ、オオムシクイ、ミソサザイ、キバシリ、マミジロ、クロツグミ、アカハラ、コサメビタキ、コルリ、コマドリ、カワガラス、ビンズイ、ホオアカ、ノジコ	40
	爬虫類	ニホンイシガメ、タカチホヘビ、シロマダラ、ヤマカガシ	4
	両生類	ヒガシヒダサンショウウオ、ミカワサンショウウオ、ヤマトサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、オオサンショウウオ、モリアオガエル、カジカガエル	7
	魚類	—	—
	昆虫類	オオゴキブリ、ヒナカマキリ、チビクチキウマ、ミカワクチキウマ、エダナナフシ、ヒラタハナカメムシ、ズイムシハナカメムシ、ホシチャバネセセリ、ホソバセセリ、オナガシジミ、エゾミドリシジミ、オオミドリシジミ、ハヤシミドリシジミ、ミヤマカラシジミ、ウラクロシジミ、ムモンアカシジミ、フジミドリシジミ、キマダラモドキ、クロヒカゲモドキ、オオムラサキ、ギフチョウ、スジボソヤマキチョウ、ヤマキチョウ、フジキオビ、クワトゲエダシヤク、オナガミズアオ本土亜種、ヤネホソバ、シロホソバ、ウスズミケンモン、マダラウスズミケンモン、コシロシタバ、カバフキシタバ、サヌキキリガ、ウスミモンキリガ、ミスジキリガ、ハマダラハルカ、ネグロクサアブ、ダンドナガゴミムシ、セトナガゴミムシ、オオクワガタ、ヒメオオクワガタ、アカマダラハナムグリ、クロカナブン、トラハナムグリ、トゲフタオタマムシ、クロマダラタマムシ、ツヤヒラタコメツキ、オオキノコムシ、ミスジナガクチキ、オカモトツヤアナハネムシ、ヨコヤマヒゲナガカミキリ、ヒラヤマコブハナカミキリ、クビアカハナカミキリ、ヒメヨツスジハナカミキリ、クロホソコバネカミキリ、オオホソコバネカミキリ、ベニバハナカミキリ、セダカコブヤハズカミキリ、トサヒメハナカミキリ、ヤマトヒメハナカミキリ、コトラカミキリ、チャイロヒメコブハナカミキリ、フタコブルリハナカミキリ、ヨツボシカミキリ、ヒメアカハナカミキリ、ヒメカバノキハムシ、チャバネホソミツギリゾウムシ、チビコバンゾウムシ、ホシアシブトハバチ、ルリコシアカハバチ、トサヤドリキバチ、アカズクビナガキバチ、ウマノオバチ、フタツバトゲセイボウ、オオセイボウ、ケブカツヤオオアリ、トゲアリ、キオビホオナガスズメバチ、ヤマトアシナガバチ、スギハラクモバチ、フタモンクモバチ、ガロアギングチ、ササキギングチ、コウライクモカリバチ、ニトベギングチ、キュビギングチ、ニッポントゲアワフキバチ、カラトイスカバチ、ヤスマツヒメハナバチ、クロマルハナバチ、ナミルリモンハナバチ、クズハキリバチ、マイマイツツハナバチ	93
	クモ類	カネコトタテグモ、キノボリトタテグモ、キシノウエトタテグモ、キヌキリグモ、キノボリキヌキリグモ、チクニドヨウグモ、キジロオヒキグモ、コケオニグモ、ニシキオニグモ、トリノフンダマシ、オオトリノフンダマシ、トゲグモ、ムツトゲイセキグモ、ツシマトリノフンダマシ、ワクトツキジグモ、ゲホウグモ、シノビグモ、ミヤマシボグモモドキ、アワセグモ、カトウツケオグモ、オビボソカニグモ	21
	貝類	ゴマオカタニシ、ヤマキサゴ、ピルスブリムシオイ、トウキョウヒラマキガイ、ミジンナタネ、キセルモドキ、ヒラドマルナタネ、エルベリギセル、オクガタギセル、トノサマガセル、ホソヒメギセル、ホソヤカギセル（エンシュウギセル）、ハチノコギセル、オオギセル、ミカワギセル、タカキビ、ウラウズタカキビ、エナクリイロベッコウ、ヒゼンキビ、ヒメハリマキビ、ウメムラシタラ、オオウエキビ、ヒメカサキビ、ヒラベッコウ、カドコオオベソマイマイ、ミヤマヒダリマキマイマイ（ヒラヒダリマキマイマイ）、カタマメマイマイ、ビロウドマイマイ	28

第 4.2.4-2 表(2) 主な生息環境別の重要な種の整理結果

主な生息環境	分類	事業実施想定区域及びその周囲における生息の可能性のある重要な種	種数
草地	哺乳類	ハタネズミ、カヤネズミ、ニホンノウサギ、アズマモグラ、アナグマ	5
	鳥類	ヤマドリ、ウズラ、ヒメアマツバメ、ムナグロ、ツバメチドリ、アオバズク、トラフズク、コミミズク、オオムシクイ、シマアオジ、ノジコ	11
	爬虫類	シロマダラ、ヤマカガシ	2
	両生類	—	—
	魚類	—	—
	昆虫類	ウスバカマキリ、タイワンクツワムシ、ハリサシガメ、フタオビマダラカモドキサシガメ、シロヘリツチカメムシ、ヤホシホソマダラ、ホシチャバネセセリ、ホソバセセリ、ギンイチモンジセセリ、コキマダラセセリ、ミヤマチャバネセセリ、チャマダラセセリ、スジグロチャバネセセリ北海道・本州・九州亜種、ゴマシジミ本州中部亜種、ウラギンスジヒョウモン、オオウラギンスジヒョウモン、ツマグロキチョウ、フジキオビ、スキバホウジャク、クワヤマエグリシャチホコ、マエアカヒトリ、アカヘリヤガ、キンタアツバ、チョウセンゴモクムシ、キベリマルクビゴミムシ、オオヒョウタンゴミムシ、クロエンマムシ、エンマムシ、オオフタホシマダラソコガネ、ヨツボシマダラソコガネ、クロモンマダラソコガネ、トラハナムグリ、キオビクビボソハムシ、アオスジクモバチ、アカオビケラトリバチ、フジガバチ	36
	クモ類	ワスレナグモ、シロタマヒメグモ、コガネグモ、トリノフンダマシ、オオトリノフンダマシ、シロオビトリノフンダマシ、アカイロトリノフンダマシ、マメイタイセキグモ、ツシマトリノフンダマシ、エビチャコモリグモ、イサゴコモリグモ、ミナミコモリグモ、オビジガバチグモ、アシナガカニグモ、カトウツケオグモ	15
	貝類	ナガオカモノアラガイ、カタマメマイマイ	2
水辺（水田、湿地、池沼）	哺乳類	モモジロコウモリ、ヤマコウモリ、ヒナコウモリ	3
	鳥類	マガン、オシドリ、トモエガモ、カワアイサ、コウライアイサ、ウズラ、ヒメアマツバメ、クイナ、バン、ヒクイナ、アカエリカイツブリ、セイタカシギ、ケリ、ムナグロ、イカルチドリ、シロチドリ、タマシギ、ホウロクシギ、オオソリハシシギ、オグロシギ、エリマキシギ、キリアイ、ウズラシギ、オジロトウネン、ヒバリシギ、トウネン、ハマシギ、アオシギ、オオジシギ、タカブシギ、ツルシギ、コアジサシ、ヨシゴイ、ゴイサギ、チュウサギ、ミサゴ、オオタカ、チュウヒ、ハイイロチュウヒ、オオワシ、サシバ、コミミズク、ヤマセミ、オオムシクイ	44
	爬虫類	ニホンスッポン	1
	両生類	ミカワサンショウウオ、ヤマトサンショウウオ、オオサンショウウオ、アカハライモリ、ナゴヤダルマガエル、トノサマガエル、モリアオガエル	7
	魚類	ヤリタナゴ、イチモンジタナゴ、カワバタモロコ、ウシモツゴ、ゼゼラ、イトモロコ、デメモロコ、ドジョウ、トウカイコガタスジシマドジョウ、ホトケドジョウ、ミナミメダカ、ドンコ、トウカイヨシノボリ	13
	昆虫類	ベニイトトンボ、モートンイトトンボ、オオイトトンボ、ネアカヨシヤンマ、アオヤンマ、メガネサナエ、タベサナエ、フタスジサナエ、コサナエ、オグマサナエ、トラフトンボ、ハネビロエゾトンボ、エゾトンボ、ベッコウトンボ、キトンボ、ノシメトンボ、マイコアカネ、マダラナニワトンボ、ミヤマアカネ、ギフヒシバツタ、ニホンアカジマウンカ、ハウチワウンカ、オオアメンボ、エサキアメンボ、イトアメンボ、ホッケミズムシ、ミヤケミズムシ、コオイムシ、タガメ、タイコウチ、ヒメタイコウチ、ミズカマキリ、コバンムシ、ヤマトセンブリ、ギンボシツツトビケラ、ハイイロボクトウ、ヤホシホソマダラ、ヒメシジミ本州・九州亜種、ヒメヒカゲ本州西部亜種、ヒョウモンモドキ、オオヒカゲ、ウラナミジャノメ本土亜種、スゲドクガ、ミヤノスゲドクガ、クビグロケンモン、ガマヨトウ、カギモンハナオイアツバ、エゾスジヨトウ、シラユキコヤガ、キスジウスキヨトウ、ウスベニキヨトウ、オオチャバネヨトウ、ギンモンアカヨトウ、イグチケブカゴミムシ、クロゲンゴロウ、ゲンゴロウ、シマゲンゴロウ、サメハダマルケンゲンゴロウ、ケンゲンゴロウ、キベリクロヒメゲンゴロウ、コウベツブゲンゴロウ、ルイスツブゲンゴロウ、シャープツブゲンゴロウ、マルチビゲンゴロウ、キベリマメゲンゴロウ、オオミズスマシ、コミズスマシ、ミズスマシ、クロホシコガシラミズムシ、ヒメコガシラミズムシ、マダラコガシラミズムシ、キボシチビコツブゲンゴロウ、カワラゴミムシ、ヤマトホソガムシ、マルヒラタガムシ、スジヒラタガムシ、コガムシ、エゾコガムシ、ガムシ、シジミガムシ、サトヤマシモフリコメツキ、ヘイケボタル、オオルリハムシ、カツラネクイハムシ、キヌツヤミズクサハムシ、カギアシゾウムシ、ヒシチビゾウムシ、アケボノクモバチ	88
	クモ類	テジロハリゲコモリグモ、ミナミコモリグモ、パパバシリグモ	3
	貝類	ササノハ、イシガイ、カタハガイ、カラスガイ族、マシジミ、マルタニシ、カワコザラ、ミズコハクガイ、ヒラマキミズマイマイ、トウキョウヒラマキガイ、ヒメヒラマキミズマイマイ、ヒラマキモドキ、ナガオカモノアラガイ、ナタネキバサナギ、ホソヤカギセル（エンシユウギセル）	15

第 4.2.4-2 表(3) 主な生息環境別の重要な種の整理結果

主な生息環境	分類	事業実施想定区域及びその周囲における生息の可能性のある重要な種	種数
河川	哺乳類	カヤネズミ、カワネズミ、モモジロコウモリ	3
	鳥類	オシドリ、カワアイサ、コウライアイサ、ウズラ、ヒクイナ、イカルチドリ、シロチドリ、メダイチドリ、オオソリハシシギ、ヒバリシギ、トウネン、コアジサシ、ヨシゴイ、ゴイサギ、トラフズク、ヤマセミ、コヨシキリ、シマアオジ	18
	爬虫類	ニホンスッポン	1
	両生類	トノサマガエル	1
	魚類	スナヤツメ南方種、スナヤツメ類、ニホンウナギ、ヤリタナゴ、イチモンジタナゴ、カワバタモロコ、カワヒガイ、イトモロコ、ドジョウ、ニシシマドジョウ、トウカイコガタスジシマドジョウ、アジメドジョウ、ネコギギ、アカザ、ニッコウイワナ、サツキマス（アマゴ）、ミナミメダカ、カマキリ、カジカ、ウツセミカジカ（淡水性両側回遊型）、ドンコ	21
	昆虫類	ゲンバイトンボ、アオハダトンボ、キイロサナエ、ナゴヤサナエ、メガネサナエ、タベサナエ、キイロヤマトンボ、ハネビロエゾトンボ、ミヤマアカネ、フライソンアミメカワゲラ、オオギカタビロアメンボ、ミヤケミズムシ、コオイムシ、ミズカマキリ、ナベブタムシ、オオナガレトビケラ、モセリーヒゲナガトビケラ、イトウホソバトビケラ、ヒトスジキソトビケラ、アシナガモモブトスカシバ、ハイイロボクトウ、ヤホシホソマダラ、オナガシジミ、カギモンハナオイアツバ、カスミハネカ、イグチケブカゴミムシ、アイヌハンミョウ、キボシケシゲンゴロウ、サメハダマルケシゲンゴロウ、キボシツブゲンゴロウ、コウベツブゲンゴロウ、キベリマメゲンゴロウ、コミズスマシ、ミズスマシ、コオナガミズスマシ、カワラゴミムシ、コガムシ、アヤスジミゾドロムシ、ヨコミゾドロムシ、クロサワドロムシ、ケスジドロムシ、ジュウジミズギワコメツキ、ヘイケボタル、キオビクビボソハムシ、カギアシゾウムシ、アケボノクモバチ、キヌゲハキリバチ	47
	クモ類	—	—
	貝類	ササノハ、イシガイ、カタハガイ、カラスガイ族、マシジミ、マルタニシ、オオタニシ、クロダカワニナ、モノアラガイ、カワコザラ、トウキョウヒラマキガイ、ナタネキバサナギ、カタマメマイマイ	13
市街地等	哺乳類	ムササビ（ホオジロムササビ）、キクガシラコウモリ、ヒナコウモリ、アナグマ	4
	鳥類	ヒメアマツバメ、ツバメチドリ、ビンズイ	3
	爬虫類	シロマダラ	1
	両生類	—	—
	魚類	—	—
	昆虫類	モンズズメバチ、コウライクモカリバチ、ヤマトスナハキバチ本土亜種、ニッポンハナダカバチ、キアシハナダカバチモドキ、カラトイスカバチ、キゴシジガバチ	7
	クモ類	キノボリトタテグモ、キシノウエトタテグモ、アカイロトリノフンダマシ、ツシマトリノフンダマシ	4
	貝類	—	—

注：1. 重要な種は第 3.1-38 表～第 3.1-45 表をもとに整理した。また、重要な種の選定根拠は、第 3.1-37 表による。

2. 重要な種の主な生息環境を示しており、上記以外の環境に生息する場合もある。

3. 「—」は、主な生息環境において、該当する重要な種がないことを示す。

b. 注目すべき生息地

既存資料より第 4.2.4-3 表の選定根拠に基づき選定した事業実施想定区域及びその周囲の注目すべき生息地は、第 4.2.4-4 表及び第 4.2.4-1 図のとおりである。

注目すべき生息地として重要湿地に指定されている「濃尾平野外縁部のため池群」及び KBA に指定されている「濃尾平野外縁部」の一部が事業実施想定区域に含まれる。

第 4.2.4-3 表 注目すべき生息地の選定根拠

	選定根拠	選定基準（略称・記号）	参考文献等
全 国	①「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）により指定されているもの	国指定特別天然記念物（特天） 国指定天然記念物（国天）	「国指定文化財等データベース」（文化庁ウェブサイト）
	②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）により指定されているもの	生息地等保護区	「生息地等保護区一覧」（環境省ウェブサイト）
	③「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号）により登録されているもの	ラムサール条約湿地	「ラムサール条約と条約湿地」（環境省ウェブサイト）
	④「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」により選定されているもの	重要湿地	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ウェブサイト）
	⑤IBA（Important Bird Areas）プログラム（国際的な鳥類保護組織である Bird Life International が、世界 100 ヶ国以上の加盟団体と共同実施している事業）により選定されているもの	IBA 基準生息地	「IBA 白書 2010」（財団法人日本野鳥の会、2010 年）
	⑥KBA（Key Biodiversity Area）生物多様性保全の鍵になる重要な地域に選定されているもの	KBA	「KBA マップ」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパンウェブサイト）
県・関係市	⑦地方公共団体により指定されているもの	愛知県指定天然記念物（県天） 豊田市指定天然記念物（豊天） 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づき指定されている生息地等保護区（指定）	「文化財ナビ愛知」（愛知県ウェブサイト） 「豊田市の文化財（指定・登録・選定）」（豊田市ウェブサイト） 「条例に基づく希少野生動植物の保護」（愛知県ウェブサイト）

注：上記ウェブサイトの閲覧月は、すべて 2025 年 4 月である。

第 4.2.4-4 表 注目すべき生息地

名 称	選定根拠							備 考
	国						県・関係市	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
濃尾平野外縁部のため池群	—	—	—	重要湿地	—	—	—	濃尾平野外縁部のため池群は、ため池群や氾濫原が貴重な種の生息地として重要湿地に選定されている。
濃尾平野外縁部	—	—	—	—	—	KBA	—	愛知県みよし市、愛知県豊田市を含む範囲が保護区として、KBA に選定されている。

注：選定根拠の欄の記号は、第 4.2.4-3 表に基づくものであり、「—」は該当しないことを示し、同表の参考文献等の欄の情報に基づき作成した。



第 4.2.4-1 図 注目すべき生息地の分布状況

② 専門家等へのヒアリング

既存資料のみでは得られない地域の情報について、専門家等へのヒアリングを実施した。

ヒアリングの結果、事業実施想定区域及びその周囲に生息する種及び生息地について得られた情報は、第 4.2.4-5 表のとおりである。

第 4.2.4-5 表(1) 専門家等へのヒアリングの結果（哺乳類）

専門分野	哺乳類		
属性	大学准教授	ヒアリング実施日	2025 年 8 月 19 日
意見の概要		事業者の対応	
・ 事業実施想定区域の大部分を占めるゴルフ場は、草地・芝生の面積が広く、モグラも食物連鎖の主要な種であると考えられる。		・ 第 3.1-14 図の食物連鎖模式図を見直した。	
・ 第 4 章の第 4.2.4-2 表の哺乳類の記載について、 樹林に、ニホンモモンガ、ニホンテン、ヒナコウモリ、ヤマコウモリを含めた方がよい。 草地に、アナグマを含めた方がよい。 水辺に、ヒナコウモリを含めた方がよい。 河川に、カヤネズミ、カワネズミ、モモジロコウモリを含めた方がよい。 市街地に、アナグマを含めた方がよい。		・ 第 4.2.4-2 表の哺乳類の記載を見直した。	
・ オヒキコウモリは名古屋城でも確認されており、事業実施想定区域周辺にも生息していると考えられる。		・ 方法書以降の現地調査等を検討する際に、調査手法及び調査位置の参考とする。	
・ ゴルフ場は、モグラが生息している可能性がある。アズマモグラは重要種であり、可能な限り種同定を行うとよい。			
・ 事業実施想定区域内に河川はないが、排水を河川放流するため、周辺河川の生物への影響も調査した方がよい。事業実施想定区域周辺の田と河川は、動物のコリドーとして利用が想定されるため、河川の水生生物以外に河川を利用する陸生動物も調査すべきである。			

第 4.2.4-5 表(2) 専門家等へのヒアリングの結果（鳥類）

専門分野	鳥類		
属性	鳥類保護団体 代表	ヒアリング実施日	2025 年 8 月 18 日
意見の概要		事業者の対応	
・ 文献調査に関して、使用文献でこの地域の鳥類相は網羅的に把握できている。		・ 方法書以降の文献調査等を検討する際の参考とする。	
・ 文献調査で、シギ・チドリがリストに上がっているが、事業地内よりも周辺の池等の方が生息に適した環境がある。オシドリ、他のカモ類なども生息の可能性があるが、矢作川近辺の方が主たる生息環境と思われる。		・ 方法書以降の現地調査等を検討する際に、周辺調査の範囲や夜間調査の手法の参考とする。	
・ ヨタカは、裸地があると抱卵の可能性があるが、ゴルフ場が適しているか、夜間調査で確認するとよい。			
・ 林があり、冬鳥は色々な種が飛来すると思われる。オオコノハズクが越冬している可能性もある。周辺にも同様の環境が存在しており、現地調査で把握するとよい。			

第 4.2.4-5 表 (3) 専門家等へのヒアリングの結果（昆虫類）

専門分野	昆虫類		
属性	大学准教授	ヒアリング実施日	2025 年 8 月 22 日
意見の概要		事業者の対応	
・ 文献調査に関して、「グリーンデータブックあいち 2018」等でこの地域は網羅的に把握できている。		・ 方法書以降の文献調査等を検討する際の参考とする。	
・ ヒナカマキリに関しては、ヒメカマキリ又はサツマヒメカマキリの同定間違いの可能性があるとの論文があったため、確認しておくといふ。		・ 第 3.1-43 表の昆虫類の重要な種の注釈に「ヒナカマキリは、ヒメカマキリ又はサツマヒメカマキリの可能性がある。」を記載した。	
・ 文献調査において、事業実施想定区域内に湿地等の存在が確認されており、湿地性のヒメタイコウチ、モートンイトトンボ等の重要な種の生息の可能性がある。 ・ ゴルフ場内のシイ・カシ二次林では、アカシジミといった二次林の環境に特徴的な種が確認される可能性がある。		・ 方法書以降の現地調査等を検討する際の参考とする。	

2. 予測

(1) 予測手法

既存資料及び専門家等へのヒアリング結果から整理した重要な種の生息環境及び注目すべき生息地の分布状況をもとに、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在が重要な種及び注目すべき生息地に与える影響を予測した。

(2) 予測範囲

予測範囲は、調査地域と同じとした。

(3) 予測結果

① 動物の重要な種への影響

既存資料調査及び専門家等へのヒアリング結果をもとに整理した重要な種への影響の予測結果は、第 4.2.4-6 表のとおりである。

事業実施想定区域は、「樹林」と「草地」で占められ、一部に「水辺（水田、湿地、池沼）」、「市街地等」が分布している。このため、「樹林」、「草地」、「水辺（水田、湿地、池沼）」及び「市街地等」を生息環境とする重要な種については、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により生息環境が変化する可能性があるとして予測する。

「河川」については、事業実施想定区域に分布しないことから、直接改変による影響はないと予測する。

第 4.2.4-6 表 重要な種への影響の予測結果

主な生息環境	対象種	影響の予測結果
樹林	214 種	事業実施想定区域に主な生息環境が分布することから、直接改変により生息環境が変化する可能性があるとして予測する。
草地	71 種	事業実施想定区域に主な生息環境が分布することから、直接改変により生息環境が変化する可能性があるとして予測する。
水辺 (水田、湿地、池沼)	174 種	事業実施想定区域に主な生息環境が分布することから、直接改変により生息環境が変化する可能性があるとして予測する。
河川	104 種	事業実施想定区域に分布しないことから、直接改変による影響はないと予測する。
市街地等	19 種	事業実施想定区域に主な生息環境が分布することから、直接改変により生息環境が変化する可能性があるとして予測する。

注：重要な種は第 3.1-38 表～第 3.1-45 表をもとに整理した。また、重要な種の選定根拠は、第 3.1-37 表による。

② 注目すべき生息地への影響

事業実施想定区域においては、注目すべき生息地として、重要湿地及び KBA の一部が含まれることから、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により影響が生じる可能性があるとして予測する。

3. 評価

(1) 評価手法

予測結果をもとに、事業実施想定区域及びその周囲に生息する重要な種及び注目すべき生息地について、重大な影響が実行可能な範囲内で回避又は低減できるかどうかを評価した。

(2) 評価結果

事業実施想定区域の「樹林」、「草地」、「水辺（水田、湿地、池沼）」及び「市街地等」に生息する重要な種については、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により生息環境が変化し、重大な影響が生じる可能性がある。

一方、「河川」を生息環境とする重要な種については、直接改変による影響はないと予測されることから、重大な影響はないと評価する。

また、重要湿地及び KBA の一部が事業実施想定区域に含まれることから、注目すべき生息地については、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により環境が変化し、重大な影響が生じる可能性がある。

ただし、今後の環境影響評価手続きにおいて、「(3) 方法書以降の手続きにおいて留意する事項」を行うことにより、影響を回避又は低減できる可能性があるとして評価する。

(3) 方法書以降の手続きにおいて留意する事項

方法書以降の手続きにおいては、当該地域における動物の専門家等へのヒアリングを行い、現地調査を実施し、事業実施想定区域及びその周囲に生息する動物の状況を適切に把握して、予測及び評価を実施する。

また、事業実施想定区域周辺の自然とのつながりを確保するため、事業実施想定区域の外周部等はできる限り既存の緑地を残し、新たな緑地を配置する等、必要に応じて事業者が実行可能な範囲で環境保全措置を講じることとする。

4.2.5 植物（重要な種及び群落）

1. 調査

(1) 調査手法

重要な種及び重要な群落の分布状況について、既存資料により調査した。

重要な種については、第3章の「3.1.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 2. 植物の生育の状況 (3) 植物の重要な種」で抽出された種を対象に、第3章の「3.1.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 3.生態系の状況」の環境類型区分及び分布が想定される環境を勘案し、第4.2.5-1表の植物の主な生育環境ごとに整理した。

また、重要な群落については、既存資料の整理結果を用いた。

第4.2.5-1表 植物の主な生育環境

植物の主な生育環境	事業実施想定区域及びその周囲の環境類型区分
樹林	落葉・針葉樹林、植林、竹林
草地	低木・草地、耕作地
水辺（水田、湿地、池沼）	耕作地、河川・池沼
河川	河川・池沼
市街地等	市街地等

(2) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。

(3) 調査結果

① 既存資料調査

a. 重要な種の分布状況

既存資料から確認された植物の重要な種は、第3章の「3.1.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 2.植物の生育の状況 (3)植物の重要な種」のとおりであり、388種の維管束植物が確認された。

これらの種について、主な生育環境ごとに整理した結果は、事業実施想定区域及びその周囲において生育の可能性のある重要な種は、第4.2.5-2表のとおりであり、「樹林」が214種、「草地」が105種、「水辺（水田、湿地、池沼）」が159種、「河川」が7種、「市街地等」が5種であった。

第 4.2.5-2 表(1) 主な生育環境別の重要な種の整理結果

主な生育環境	事業実施想定区域及びその周囲における生育の可能性のある重要な種	種数
樹林	アスヒカズラ、スギラン、ヒメク라마ゴケ、イヌカタヒバ、シチトウハナワラビ、ナガホノナツノハナワラビ、ヒロハハナヤスリ、マツバラン、コケホラゴケ、ミカワコケシノブ、ヤマソテツ、イシカグマ、タキミシダ、ミカワイワガネ、ナカミシシラン、マツサカシダ、ヒノキシダ、コタニワタリ、ミヤマワラビ、オオカグマ、ホソバシケチシダ、ウスバシケシダ、アサマシケシダ、コヒロハシケシダ、ミヤマシケシダ（狭義）、ミドリワラビ、ウスバミヤマノコギリシダ、ツクシイワヘゴ、シラネワラビ、サクライカグマ、ヌカイタチシダ、ワカナシダ、オワセベニシダ、ナガサキシダ、ホソイノデ、ホテイシダ、クラガリシダ、ミカワノキシノブ、オオクボシダ、イワオモダカ、コウヤマキ、ネズミサシ、イチイ、オオバウマノスズクサ、ニッケイ、キシダマムシグサ、ヤマトテンナンショウ、ユモトマムシグサ、ミクニテンナンショウ、ミヤママムシグサ、サクライソウ、ヒナノシャクジョウ、ウチワドコロ、キクバドコロ、ホンゴウソウ、エンレイソウ、ヒナラン、イワチドリ、シラン、マメヅタラン、ムギラン、エビネ、ナツエビネ、サルメンエビネ、キンラン、ササバギンラン、ユウシュンラン、カンラン、マヤラン、クマガイソウ、イチヨウラン、セッコク、タシロラン、マツラン、アキザキヤツシロラン、シュスラン、ヒナチドリ、ホクリクムヨウラン、ウスキムヨウラン、クロムヨウラン、スズムシソウ、フウラン、コフタバラン、ツクシサカネラン、ヤマサギソウ、ヒメシャガ、マイヅルソウ、オオタマツリスゲ、タカネマスカサ、ジンダウスゲ、ニシノホンモンジスゲ、アオヒエスゲ、ホソバカンスゲ、ハネガヤ、トウササクサ、イブキヌカボ、シダミコザサ、ヒゲシバ、ナガミノツルケマン、ヤマブキソウ、ヘビノボラズ、イカリソウ、アズマイチゲ、レンゲショウマ、キケンショウマ、カザグルマ、ハコネシロカネソウ、ミスミソウ、スハマソウ、シギンカラマツ、ツゲ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク、ダンドミズキ、ヤシャビシャク、ヤブサンザシ、ミカワショウマ、キバナハナネコノメ、ツルネコノメソウ、チシマネコノメソウ、ベンケイソウ、アオベンケイ、オオバナスビトハギ、イタチササゲ、チョウセンキハギ、ミソナオシ、ヨツバハギ、ビワコエビラフジ、クマヤマガミ、ハコネグミ、アリماغミ、ケンボナシ、コバノチョウセンエノキ、カキノキ、ミヤマミズ、テリハキンバイ、ミヤマモミジイチゴ、シリブカガシ、ナラガシワ、フモトミズナラ、ウダイカンバ、オノオレカンバ、シラヒゲソウ、コミヤマカタバミ、ミヤマカタバミ、コタチツボスミレ、スミレサイシン、ミツバフウロ、ホソエカエデ、カジカエデ、ハウチワカエデ、メグスリノキ、クロビイタヤ、カラコギカエデ、コンロンソウ、マルバタネツケバナ、オオツルイタドリ、サトヤマタデ、コミゾソバ、マダイオウ、オオヤマフスマ、ワダソウ、ヒゲネワチガイソウ、ツカモトハコベ、エンシュウツリフネソウ、シロバイ、オオイワカガミ、サラサドウダン、シャクジョウソウ、ハナヒリノキ、ホンシャクナゲ、ナガバジュズネノキ、キクムグラ、ホソバノツルリンドウ、コイケマ、クサナギオゴケ、タチガシワ、ヤマホオズキ、アオホオズキ、ハイルリソウ、ハシドイ、ヤマトラノオ、ヒナノウスツボ、ツルウリクサ、タチキランソウ、ジュウニヒトエ、ジャコウソウ、マネキグサ、シロネ、ヤマジソ、シマジタムラソウ、シナノアキギリ、イブキジャコウソウ、クチナシグサ、ミカワシオガマ、キヨスミウツボ、ナナミノキ、ミヤマウメモドキ、ソバナ、ホソバノヤマハハコ、イワヨモギ、オオガシラソウ、シロバナタカアザミ、ヒダアザミ、ワタムキアザミ、サワアザミ、イズハハコ、オオモミジガサ、ヤマタイミンガサ、アキノハハコグサ、ホクチアザミ、ミヤコアザミ、ミカワトウヒレン、イワニンジン	214
草地	アスヒカズラ、ヒメク라마ゴケ、ヒロハハナヤスリ、イシカグマ、ミヤマワラビ、ウスバシケシダ、アサマシケシダ、ミヤマシケシダ（狭義）、サクライカグマ、オオバウマノスズクサ、ヤマトテンナンショウ、ウチワドコロ、キクバドコロ、ヤマサギソウ、ヤマトキソウ、コキンバイザサ、ヒオウギ、アヤメ、イトテンツキ、スナジスゲ、ツルカミカワスゲ、ジンダウスゲ、ニシノホンモンジスゲ、アオヒエスゲ、ハネガヤ、ウンヌケモドキ、ウンヌケ、イブキヌカボ、ナガミノツルケマン、ヤマブキソウ、アズマイチゲ、オキナグサ、シギンカラマツ、ベニバナヤマシャクヤク、ヤブサンザシ、ベンケイソウ、シバハギ、サイカチ、オオバナスビトハギ、イタチササゲ、レンリソウ、イヌハギ、ミソナオシ、ヨツバハギ、ビワコエビラフジ、アリماغミ、ミヤマミズ、テリハキンバイ、ミヤマモミジイチゴ、ミヤマワレモコウ、ウダイカンバ、コタチツボスミレ、スミレサイシン、ミツバフウロ、クロビイタヤ、コンロンソウ、マルバタネツケバナ、オオツルイタドリ、サトヤマタデ、マダイオウ、オオヤマフスマ、ワダソウ、ヒゲネワチガイソウ、ツカモトハコベ、カワラアカザ、ノジトラノオ、イワカガミ、ハナヒリノキ、キクムグラ、コケリンドウ、ホソバノツルリンドウ、ムラサキセンブリ、コイケマ、フナバラソウ、クサナギオゴケ、スズサイコ、ヤマホオズキ、ホタルカズラ、ハシドイ、ヤマトラノオ、ツルウリクサ、ジュウニヒトエ、ジャコウソウ、シロネ、シオガマギク、ヒキヨモギ、オオヒキヨモギ、ナナミノキ、ソバナ、バアソブ、キキョウ、ヒメヨモギ、ヒメシオン、ヤマジノギク、シオン、オオガシラソウ、モリアザミ、シロバナタカアザミ、ヒダアザミ、ワタムキアザミ、カセンソウ、ホクチアザミ、ミカワトウヒレン、イブキボウフウ、マツムシソウ	105

第 4.2.5-2 表(2) 主な生息環境別の重要な種の整理結果

主な 生育環境	事業実施想定区域及びその周囲における生育の可能性のある重要な種	種数
水辺 (水田、 湿地、 池沼)	ヤチスギラン、ミズニラ、イヌスギナ、デンジソウ、オオアカウキクサ、アカウキクサ、サンショウモ、ニッコウシダ、コウホネ、ヒメコウホネ、シデコブシ、イワショウブ、マルバオモダカ、アギナシ、セトヤナギスズタ、マルミスズタ、スズタ、ヤナギスズタ、トチカガミ、ムサシモ、ヒロハトリゲモ、イトトリゲモ、オオトリゲモ、ミズオオバコ、シバナ、イトモ、コバノヒルムシロ、ヒルムシロ、センニンモ、オヒルムシロ、ツツイトモ、カワツルモ、ミカワバイケイソウ、サワラン、オオミヤマウズラ、ミズトンボ、サギソウ、ムカゴトンボ、ミズチドリ、ヤマサギソウ、オオヤマサギソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、カキツバタ、ミズアオイ、ミクリ、ヤマトミクリ、ナガエミクリ、ヒメミクリ、ミカワイヌノヒゲ、ツクシクロイヌノヒゲ、シラタマホシクサ、クロホシクサ、アオミヤマカンスゲ、アワボスゲ、ヤブスゲ、ツルカミカワスゲ、ヌマガヤツリ、オオシロガヤツリ、ヒメガヤツリ、カガシラ、ミスミイ、セイタカハライ、マシカクイ、トネテンツキ、トラノハナヒゲ、オオイヌノハナヒゲ、シズイ、ミカワシンジュガヤ、コシンジュガヤ、ヒメコヌカグサ、ヒナザサ、ヒメタイヌビエ、ウキシバ、ナリヒラダケ、オニシバ、ヘビノボラズ、エンコウソウ、カザグルマ、ナメラダイモンジソウ、タコノアシ、タチモ、サイカチ、レンリソウ、トキホコリ、マメナシ、ミヤマワレモコウ、サクラバハノキ、シラヒゲソウ、キヌヤナギ、アゼオトギリ、ヒメミソハギ、ミズマツバ、ミズキカシグサ、ヒメビシ、オニビシ、ウスゲチョウジタデ、ハナノキ、カラコギカエデ、ハマボウ、ミズタガラシ、マルバタネツケバナ、コイヌガラシ、ヒメタデ、サイコクヌカボ、トヨボタニソバ、ナガバノウナギツカミ、コミゾソバ、ヌカボタデ、オオミゾソバ、コギシギシ、ノダイオウ、ナガバノイシモチソウ、イシモチソウ、ハマアカザ、ノジトラノオ、クリンソウ、サクラソウ、イヌセンブリ、ヒメナエ、ヒトツバタゴ、トネリコ、マルバノサワトウガラシ、オオアブノメ、ヒシモドキ、カワヂシャ、ケブカツルカコソウ、シロネ、ミズネコノオ、ミズトラノオ、シマジタムラソウ、ミゾコウジュ、ヒメナミキ、スズメノハコベ、ゴマクサ、ミカワシオガマ、シオガマギク、ヒキヨモギ、ノタヌキモ、イヌタヌキモ、ミカワタヌキモ、コタヌキモ、タヌキモ、ヒメタヌキモ、ムラサキミカキグサ、ヒメミミカキグサ、ミヤマウメモドキ、ミツガシワ、ガガブタ、アサザ、ヒメヨモギ、ヒメシオン、シオン、ムラサキトキンソウ、ミズギク、ミコシギク、ヤマタバコ、ミヤコアザミ、ウラギク	159
河川	センニンモ、オヒルムシロ、ミクリ、ナガエミクリ、ナリヒラダケ、クロビイタヤ、ミズタガラシ	7
市街地等	イヌカタヒバ、ウスバシケシダ、スナジスゲ、イヌノフグリ、オナモミ	5

注：1. 重要な種は第 3.1-51 表をもとに整理した。また、重要な種の選定根拠は、第 3.1-50 表による。

2. 重要な種の主な生育環境を示しており、上記以外の環境に生育する場合もある。

b. 重要な群落

既存資料より第 4.2.5-3 表の選定根拠に基づき選定した事業実施想定区域及びその周囲の重要な群落等は、第 4.2.5-4 表及び第 4.2.5-1 図のとおりである。

植物の重要な群落等として「三好湿原」、植生自然度 10 の群落として「ヌマガヤオーダー」、「ヨシクラス」及び「ツルヨシ群集」が、植生自然度 9 の群落として「カナメモチーコジイ群集」及び「ヤナギ高木群落 (VI)」が分布する。

また、「生物多様性ポテンシャルマップ～目標(グランドデザイン)を共有するためのツール～」(愛知県ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧)によれば、湿地湿原として「大池東湿地」、「大池西湿地」及び「浄水南湿地」が分布する。

第 4.2.5-3 表 植物の重要な群落等の選定根拠

選定根拠		選定基準 (略称・記号)	参考文献等
国	①「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)により指定されているもの	国指定特別天然記念物 (特天) 国指定天然記念物 (国天)	「国指定文化財等データベース」(文化庁ウェブサイト)
	②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)により指定されているもの	生息地等保護区	「生息地等保護区一覧」(環境省ウェブサイト)
	③環境省の自然環境保全基礎調査報告書に取り上げられているもの	特定植物群落	「第二回緑の国勢調査ー第 2 回自然環境保全基礎調査報告書ー」(環境庁、1983 年) 「日本の重要な植物群落(東海版)」(環境庁、1979 年) 「日本の重要な植物群落II(東海版)」(環境庁、1988 年) 「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、2000 年)
	④環境省の自然環境保全基礎調査植生調査による現存植生図のうち植生自然度の高い群落	植生自然度 10 及び 9	「1/2.5 万植生図の新たな植生自然度について」(環境省、2016 年) 「生物多様性情報システム 自然環境保全基礎調査」(環境省ウェブサイト)
県・関係市	⑤地方公共団体により指定又は取り上げられているもの	愛知県指定天然記念物 (県天) 豊田市指定天然記念物 (豊天) 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)に基づき指定されている生息地等保護区 (指定) 「あいちの生物多様性ポテンシャル 気付く・まもる・つなげるマップ 植物拠点図」に取り上げられている湿地湿原 (県湿)	「文化財ナビ愛知」(愛知県ウェブサイト) 「豊田市の文化財(指定・登録・選定)」(豊田市ウェブサイト) 「条例に基づく希少野生動植物の保護」(愛知県ウェブサイト) 「生物多様性ポテンシャルマップ～目標(グランドデザイン)を共有するためのツール～」(愛知県ウェブサイト)
その他	⑥「植物群落レッドデータ・ブック」に取り上げられているもの	緊急に対策必要 ランク 4 対策必要 ランク 3 破壊の危機 ランク 2 要注意 ランク 1	「植物群落レッドデータ・ブック」(我が国における保護上重要な植物種及び植物群落研究委員会植物群落分科会、1996 年)

注：上記ウェブサイトの閲覧月は、すべて 2025 年 4 月である。

第 4.2.5-4 表 事業実施想定区域及びその周囲の植物の重要な群落等

図中 番号	名 称	選定根拠					
		国				県・関係市	その他
		①	②	③	④	⑤	⑥
1	三好湿原	—	—	○	—	—	ランク 3
2	ヌマガヤオーダー	—	—	—	植生自然度 10	—	—
3	ヨシクラス	—	—	—	植生自然度 10	—	—
4	ツルヨシ群集	—	—	—	植生自然度 10	—	—
5	カナメモチーコジイ群集	—	—	—	植生自然度 9	—	—
6	ヤナギ高木群落 (VI)	—	—	—	植生自然度 9	—	—
7	スギ・ヒノキ植林	—	—	—	—	—	ランク 2
8	大池東湿地	—	—	—	—	県湿	—
9	大池西湿地	—	—	—	—	県湿	—
10	浄水南湿地	—	—	—	—	県湿	—

注：1. 図中番号は、第 4.2.5-1 図に対応している。

2. 選定根拠の欄の記号は、第 4.2.5-3 表に基づくものであり、「○」は該当すること、「—」は該当しないことを示し、同表の参考文献等の欄の情報に基づき作成した。

c. 巨樹・巨木林

巨樹・巨木林は、事業実施想定区域及びその周囲を対象に、「第 6 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書」（環境省、2001 年）、「文化財ナビ愛知」（愛知県ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）、「豊田市の文化財（指定・登録・選定）」（豊田市ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）等の既存資料により整理した。

整理した結果、事業実施想定区域及びその周囲に該当するデータは確認されなかった。



第 4.2.5-1 図 事業実施想定区域及びその周囲における重要な群落等の分布状況

② 専門家等へのヒアリング

既存資料のみでは得られない地域の情報について、専門家等へのヒアリングを実施した。

ヒアリングの結果、事業実施想定区域及びその周囲に生育する種及び重要な群落について第 4.2.5-5 表に示す情報が得られた。

第 4.2.5-5 表 専門家等へのヒアリングの結果（植物）

専門分野	植物		
属性	大学准教授	ヒアリング実施日	2025 年 8 月 19 日
意見の概要		事業者の対応	
文献調査は、この地域を含むエリアの植物相を網羅できている。		方法書以降の文献調査等を検討する際の参考とする。	
ゴルフ場の部分は、除草剤等の影響で多様性は低い、西側は文献で湿地が確認されており、ヒメミミカキグサ等の湧水湿地に生育する種が見つかった場合は、保全対象となるため注意が必要である。		方法書以降の現地調査等を検討する際の参考とする。	
- 湧水湿地の保全には、湿地の出来方によっては、周辺の地形を含めた保全も検討する必要がある。 - 全国的には、水辺環境が劣化してきており、湧水湿地でなくとも、湿地が維持される場が存在しているのであれば、保全を検討した方がよい。 - 現時点で現地の状況を把握できていないため、事前の踏査等により、必要に応じて追加的な調査の有無を検討するとよい。		方法書以降の現地調査等の検討、事業計画及び環境保全措置の検討を行う際の参考とする。	

2. 予測

(1) 予測手法

既存資料及び専門家等へのヒアリング結果から整理した重要な種の生育環境、重要な群落、巨樹・巨木林の分布状況をもとに、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在が重要な種等に与える影響を予測した。

(2) 予測範囲

予測範囲は、調査地域と同じとした。

(3) 予測結果

① 植物の重要な種への影響

既存資料調査及び専門家等へのヒアリング結果をもとに整理した重要な種への影響の予測結果は、第 4.2.5-6 表のとおりである。

事業実施想定区域は、「樹林」と「草地」で占められ、一部に「水辺（水田、湿地、池沼）」、「市街地等」が分布している。このため、「樹林」、「草地」、「水辺（水田、湿地、池沼）」及び「市街地等」を生育環境とする重要な種については、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により生育環境が変化する可能性があるとして予測する。

「河川」については、事業実施想定区域に分布しないことから、直接改変による影響はないと予測する。

第 4.2.5-6 表 重要な種への影響の予測結果

主な生育環境	対象種	影響の予測結果
樹林	214 種	事業実施想定区域に主な生育環境が分布することから、直接改変により生育環境が変化する可能性があるとして予測する。
草地	105 種	事業実施想定区域に主な生育環境が分布することから、直接改変により生育環境が変化する可能性があるとして予測する。
水辺 (水田、湿地、池沼)	159 種	事業実施想定区域に主な生育環境が分布することから、直接改変により生育環境が変化する可能性があるとして予測する。
河川	7 種	事業実施想定区域に分布しないことから、直接改変による影響はないとして予測する。
市街地等	5 種	事業実施想定区域に主な生育環境が分布することから、直接改変により生育環境が変化する可能性があるとして予測する。

注：重要な種は第 3.1-51 表をもとに整理した。また、重要な種の選定根拠は、第 3.1-50 表による。

② 重要な群落への影響

事業実施想定区域においては、重要な群落として、植生自然度 9 以上の植生であるヌマガヤオーダーの分布並びに湿地湿原として「大池東湿地」及び「大池西湿地」が確認されており、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により生育環境が変化する可能性があるとして予測する。

③ 巨樹・巨木林への影響

事業実施想定区域においては、巨樹・巨木林の分布は確認されておらず、影響はないと予測する。

3. 評価

(1) 評価手法

予測結果をもとに、事業実施想定区域及びその周囲に生育する重要な種、重要な群落及び巨樹・巨木林について、重大な影響が実行可能な範囲内で回避又は低減できるかどうかを評価した。

(2) 評価結果

事業実施想定区域の「樹林」、「草地」、「水辺（水田、湿地、池沼）」及び「市街地等」に生育する重要な種については、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により生育環境が変化し、重大な影響が生じる可能性がある。

一方、「河川」を生育環境とする重要な種については、直接改変による影響はないと予測されることから、重大な影響はないと評価する。

また、事業実施想定区域の重要な群落であるヌマガヤオーダー並びに「大池東湿地」及び「大池西湿地」においては、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により生育環境が変化し、重大な影響が生じる可能性がある。

ただし、今後の環境影響評価手続きにおいて、「(3) 方法書以降の手続きにおいて留意する事項」を行うことにより、影響を回避又は低減できる可能性があると評価する。

なお、巨樹・巨木林については確認されておらず、直接改変はないことから、影響はないと評価する。

(3) 方法書以降の手続きにおいて留意する事項

方法書以降の手続きにおいては、当該地域における植物の専門家等へのヒアリングを行い、現地調査を実施し、事業実施想定区域及びその周囲に生育する植物の状況を適切に把握して、予測及び評価を実施する。

また、事業実施想定区域周辺と調和した植生を回復するため、造成法面及び施設周辺はできる限り現存植生を考慮して緑化するなど、必要に応じて事業者が実行可能な範囲で環境保全措置を講じることとする。

4.2.6 生態系（地域を特徴付ける生態系）

1. 調査

(1) 調査手法

重要な自然環境のまとまりの場について、既存資料により調査した。

事業実施想定区域及びその周囲における重要な自然環境のまとまりの場については、第3章の「3.1.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 3.生態系の状況 (3) 重要な自然環境のまとまりの場」のとおりであり、既存資料の整理結果を用いた。

(2) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。

(3) 調査結果

既存資料より、重要な自然環境のまとまりの場の状況を抽出した結果は、第 4.2.6-1 表及び第 4.2.6-1 図のとおりである。

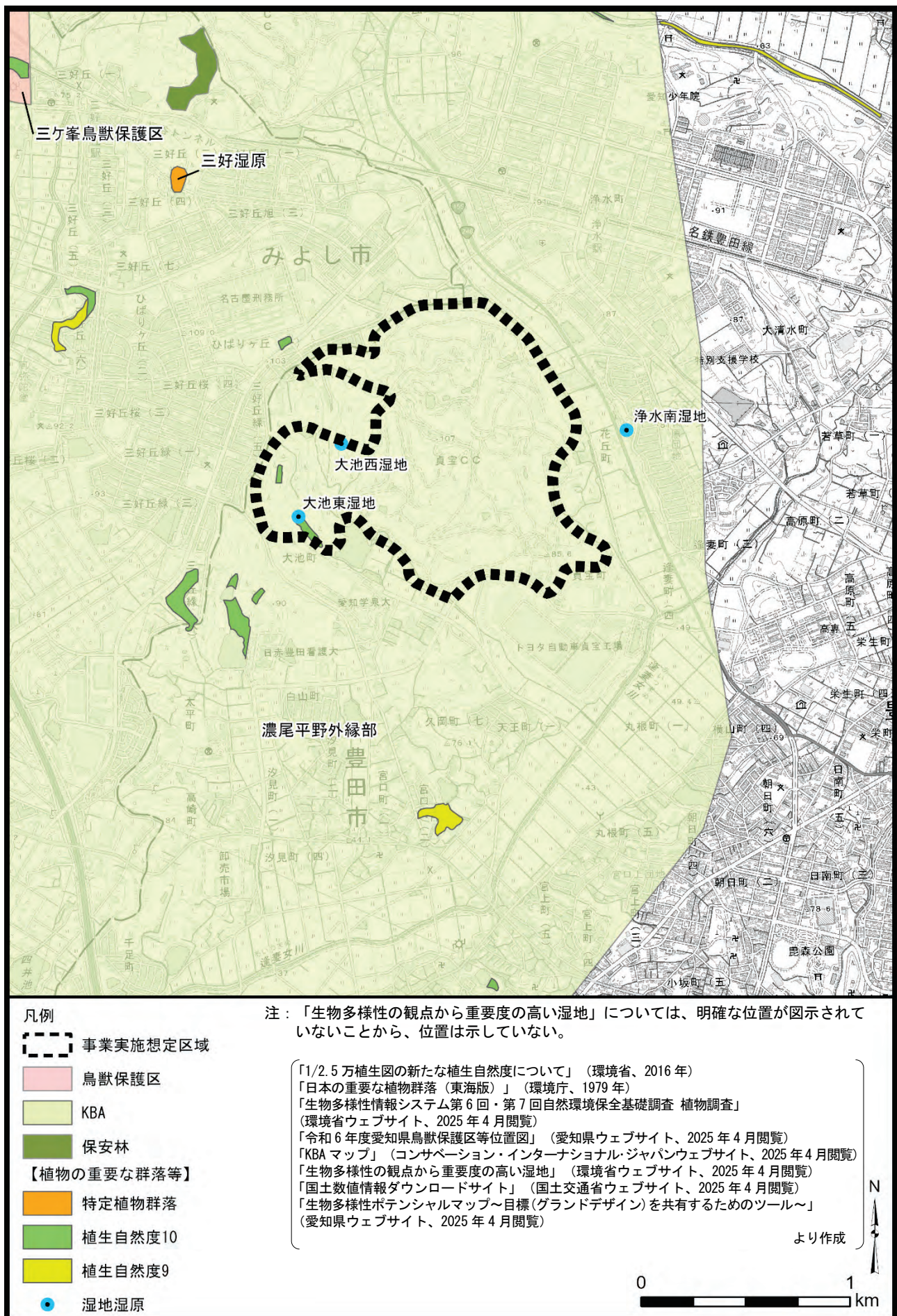
事業実施想定区域及びその周囲においては、自然植生、特定植物群落、重要湿地、保安林、鳥獣保護区、KBA、湿地湿原として「大池東湿地」、「大池西湿地」及び「浄水南湿地」が分布している。

このうち、事業実施想定区域においては、植生自然度の高い群落として植生自然度 10 のヌマガヤオーダー、重要湿地に指定されている「濃尾平野外縁部のため池群」、KBA に指定されている「濃尾平野外縁部」、「大池東湿地」及び「大池西湿地」が分布している。

第 4.2.6-1 表 重要な自然環境のまとまりの場

選定根拠	選定基準	重要な自然環境の まとまりの場	参考文献等
①環境省の自然環境保全基礎調査植生調査による現存植生図のうち植生自然度の高い群落	植生自然度 9 植生自然度 10	ヌマガヤオーダー ヨシクラス群落 ツルヨシ群集 カナメモチーコジイ群集 ヤナギ高木群落 (VI)	「1/2.5 万植生図の新たな植生自然度について」(環境省、2016 年) 「生物多様性情報システム自然環境保全基礎調査」(環境省ウェブサイト)
②環境省の自然環境保全基礎調査報告書に取り上げられているもの	特定植物群落	三好湿原	「第二回緑の国勢調査ー第 2 回自然環境保全基礎調査報告書ー」(環境庁、1983 年) 「特定植物群落調査報告書ー第 5 回自然環境保全基礎調査報告書ー」(環境庁、2000 年) 「日本の重要な植物群落(東海版)」(環境庁、1979 年) 「日本の重要な植物群落II(東海版)」(環境庁、1988 年)
③「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)により指定されているもの	鳥獣保護区 特別保護地区	三ヶ峯鳥獣保護区	「愛知県鳥獣保護区等位置図」(愛知県ウェブサイト)
④KBA (Key Biodiversity Area) 生物多様性保全の鍵になる重要な地域に選定されているもの	KBA	濃尾平野外縁部	「KBA マップ」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパンウェブサイト)
⑤IBA (Important Bird Areas) プログラム(国際的な鳥類保護組織である Bird Life International が、世界 100 ヶ国以上の加盟団体と共同実施している事業)により選定されているもの	IBA 基準生息地	該当なし	「IBA 白書 2010」(財団法人日本野鳥の会、2010 年)
⑥「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」により選定されているもの	重要湿地	濃尾平野外縁部のため池群	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省ウェブサイト)
⑦「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)により指定されているもの	国指定特別天然記念物 国指定天然記念物	該当なし	「国指定文化財等データベース」(文化庁ウェブサイト)
⑧「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)により指定されているもの	国立公園 国定公園	該当なし	「マップあいち(愛知県自然公園情報マップ)」(愛知県ウェブサイト)
⑨「愛知県立自然公園条例」(昭和 43 年条例第 7 号)により指定されているもの	県立自然公園	該当なし	「マップあいち(愛知県自然公園情報マップ)」(愛知県ウェブサイト)
⑩「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)により指定されているもの	保安林	事業実施想定区域の北に分布	「国土数値情報ダウンロードサイト」(国土交通省ウェブサイト)
⑪地方公共団体により指定又は取り上げられているもの	愛知県指定天然記念物 豊田市指定天然記念物 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)に基づき指定されている生息地等保護区 「あいちの生物多様性ポテンシャル 気付く・まもる・つなげるマップ 植物拠点図」に取り上げられている湿地湿原	大池東湿地、 大池西湿地、 浄水南湿地	「文化財ナビ愛知」(愛知県ウェブサイト) 「豊田市の文化財(指定・登録・選定)」(豊田市ウェブサイト) 「条例に基づく希少野生動植物の保護」(愛知県ウェブサイト) 「生物多様性ポテンシャルマップ～目標(グランドデザイン)を共有するためのツール～」(愛知県ウェブサイト)

注：上記ウェブサイトの閲覧月は、すべて 2025 年 4 月である。



第 4.2.6-1 図 重要な自然環境のまとまりの場の位置関係

2. 予測

(1) 予測手法

既存資料調査から整理した重要な自然環境のまとまりの場の分布状況をもとに、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在が地域を特徴付ける生態系及び重要な自然環境のまとまりの場と与える影響を予測した。

(2) 予測範囲

予測範囲は、調査地域と同じとした。

(3) 予測結果

重要な自然環境のまとまりの場と事業実施想定区域との位置関係は、第 4.2.6-1 図のとおりである。

事業実施想定区域においては、植生自然度 9 以上の植生、重要湿地、KBA、「大池東湿地」及び「大池西湿地」が分布しており、直接改変により重要な自然環境のまとまりの場が変化する可能性があるとして予測された。

3. 評価

(1) 評価手法

予測結果をもとに、事業実施想定区域及びその周囲の地域を特徴付ける生態系及び重要な自然環境のまとまりの場について、重大な影響が実行可能な範囲内で回避又は低減できるかどうかを評価した。

(2) 評価結果

事業実施想定区域においては、植生自然度 9 以上の植生、重要湿地、KBA、「大池東湿地」及び「大池西湿地」が分布しており、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により重要な自然環境のまとまりの場が変化し、重大な影響が生じる可能性がある。

ただし、今後の環境影響評価手続きにおいて、「(3) 方法書以降の手続きにおいて留意する事項」を行うことにより、影響を回避又は低減できる可能性があるとして評価する。

(3) 方法書以降の手続きにおいて留意する事項

方法書以降の手続きにおいては、当該地域における動物及び植物の専門家等へのヒアリングを行い、現地調査を実施し、事業実施想定区域及びその周囲の地域を特徴付ける生態系及び重要な自然環境のまとまりの場の状況を適切に把握して、予測及び評価を実施する。

また、事業実施想定区域周辺の自然とのつながりを確保するため、事業実施想定区域の外周部等はできる限り既存の緑地を残し、新たな緑地を配置する等、必要に応じて事業者が実行可能な範囲で環境保全措置を講じることとする。

4.2.7 景観

1. 調査

(1) 調査手法

景観資源及び主要な眺望点の分布状況について、既存資料及び現地踏査により調査した。

(2) 調査地域

調査地域は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（面整備事業環境影響評価研究会、1999 年）を参考に、事業実施想定区域から 3km を包含する範囲とした。

(3) 調査結果

① 景観資源及び主要な眺望点

事業実施想定区域及びその周囲における景観資源の状況は、第 4.2.7-1 表及び第 4.2.7-1 図のとおりであり、主要な眺望点は、第 4.2.7-2 表及び第 4.2.7-1 図のとおりである。

景観資源は、豊田スタジアムと豊田大橋、樹木町のまちなみ、三好池等が存在する。

また、主要な眺望点は、浄水公園、三好丘緑地、三好丘桜公園等が存在する。

第 4.2.7-1 表 景観資源の状況

図中番号	区 分	名 称	所在地
1	美しい愛知づくり 景観資源	白浜矢作川とスタジアム	豊田市白浜町、千石町
2		豊田スタジアムと豊田大橋	豊田市千石町
3		豊田スタジアムと豊田大橋	豊田市白浜町、千石町
4		久保町児ノロ公園	豊田市久保町
5		喜多町駅前ロータリーと山車（挙母祭り）	豊田市喜多町
6		桜町本通り商店街	豊田市桜町
7		樹木町のまちなみ	豊田市常磐町、樹木町
8		豊田市美術館	豊田市小坂本町
9		緑陰歩道（西町、若宮町）	豊田市西町、若宮町
10		開発の波に打ち克った蒔生辰己山の「アベマキ」	みよし市蒔生町
11		境川の源流：長田池	みよし市黒笹町
12		三好池	みよし市三好町
13	文化財 （国登録建造物）	喜楽亭	愛知県豊田市小坂本町
14		安長寺山門	豊田市梅坪町
15		豊田市青少年相談所 （旧愛知県蚕業取締所第九支所）	豊田市喜多町

注：図中番号は、第 4.2.7-1 図に対応している。

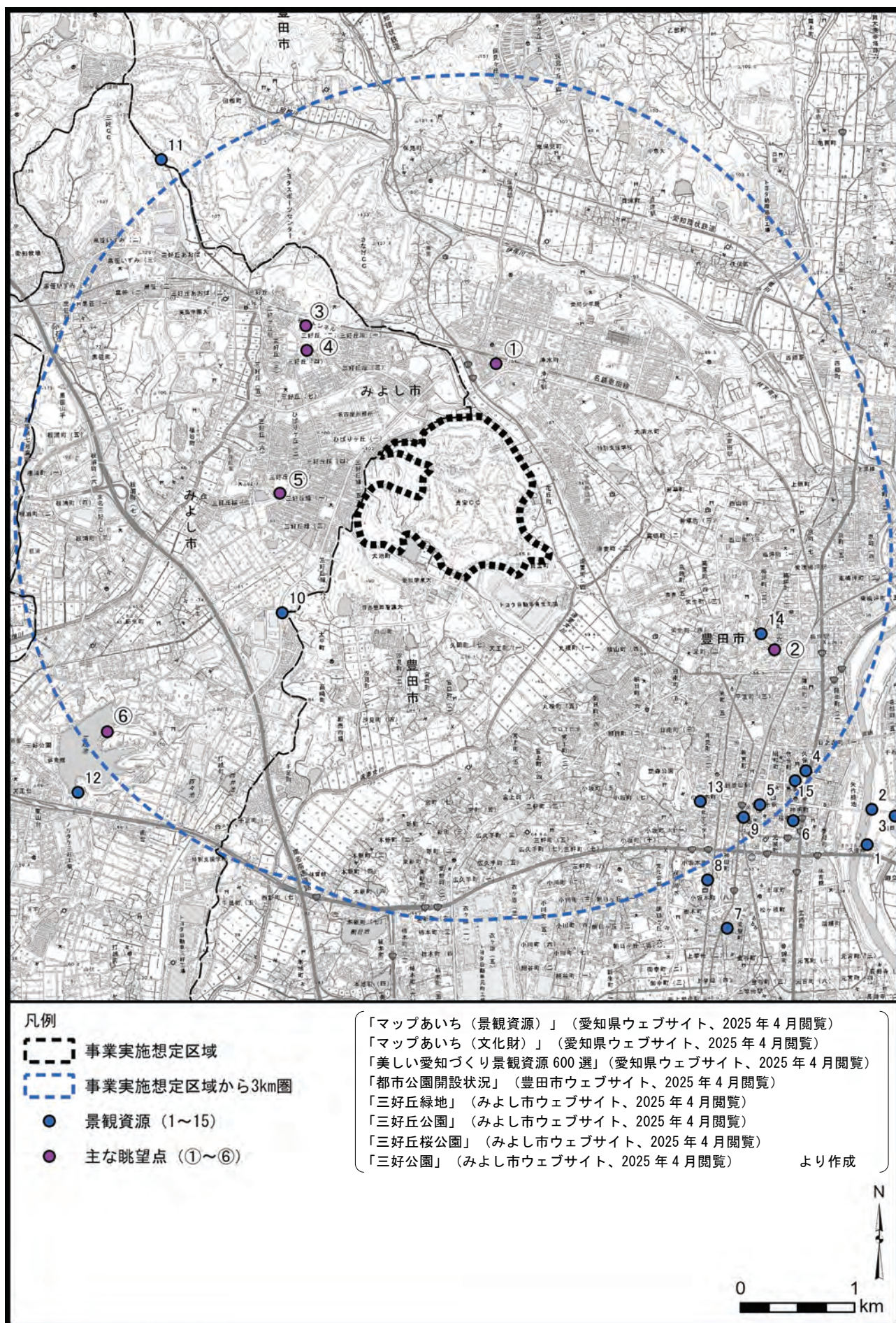
「マップあいち（景観資源）」（愛知県ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）
「マップあいち（文化財）」（愛知県ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）
「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（愛知県ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）より作成

第 4.2.7-2 表 主要な眺望点

図中番号	区 分	名 称	所在地
①	公園、展望台	浄水公園	豊田市浄水町
②	公園、展望広場	平芝公園	豊田市平芝町
③	緑地、展望台	三好丘緑地	みよし市三好丘
④	公園、展望広場	三好丘公園	みよし市三好丘
⑤	公園、展望台	三好丘桜公園	みよし市三好丘桜
⑥	公園、展望テラス	三好公園	みよし市三好町池ノ原

注：図中番号は、第 4.2.7-1 図に対応している。

「都市公園開設状況」（豊田市ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）
 「三好丘緑地」（みよし市ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）
 「三好丘公園」（みよし市ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）
 「三好丘桜公園」（みよし市ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）
 「三好公園」（みよし市ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）より作成



第 4.2.7-1 図 景観資源及び主要な眺望点の位置

2. 予測

(1) 予測手法

① 景観資源及び主要な眺望点への影響

景観資源及び主要な眺望点への影響について、事業実施想定区域との位置関係により直接改変の有無を予測した。

② 主要な眺望点から見た眺望景観への影響

主要な眺望点からの主要な眺望方向、事業実施想定区域までの視距離、眺望景観における構造物の見えの大きさ（水平見込角）を予測した。

また、メッシュ標高データを用いた数値地形モデルによるコンピュータ解析を行い、現時点で想定している建造物を視認できる可能性のある領域（可視領域）を予測した。

地形は「基盤地図情報（数値標高モデル）10m メッシュ（標高）」（国土地理院ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）を用い、建造物は第 4.2.7-3 表の主要な建造物を対象とした。

なお、現状では用地造成後の地盤面高さ（標高）は未定のため、現状の地形に建造物を設置した条件で予測を行っている。予測は地形のみを考慮しており、樹木や人工構造物等の遮蔽物による影響は考慮していない。

第4.2.7-3表 主要な建造物

施設	寸法（長さ×幅×高さ）
プレス工程	最大約 240m×約 230m×約 20m
ボデー工程	最大約 290m×約 230m×約 18m
塗装工程	最大約 200m×約 230m×約 30m
組立工程	最大約 500m×約 230m×約 18m

(2) 予測範囲

予測範囲は、調査地域と同じとした。

(3) 予測結果

① 景観資源及び主要な眺望点への影響

景観資源及び主要な眺望点は、事業実施想定区域内に存在しておらず、直接改変はないことから、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在に伴う景観資源及び主要な眺望点への重大な影響はないものと予測する。

② 主要な眺望点から見た眺望景観への影響

主要な眺望点から見た眺望景観への影響の予測結果は、第 4.2.7-4 表及び第 4.2.7-2 図のとおりである。

主要な眺望点のうち 3 地点が可視領域に含まれており、建造物の見えの大きさ（水平見込角）は A 案で最大約 39 度、B 案で最大約 38 度、C 案で最大約 39 度と予測された。

「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省、2013 年）によれば、「水平見込角が、10°を超えると対象構造物は目立つようになる」ことから、A 案、B 案、C 案のいずれも、眺望景観への影響が生じる可能性があると予測する。

第 4.2.7-4 表 主要な眺望点から見た眺望景観への影響

図中 番号	名 称	眺望方向	建造物の 視認の可能性	事業実施想定区域 までの最短距離	建造物の見えの大きさ (水平見込角)		
					A 案	B 案	C 案
①	浄水公園	全方位	可視	約 0.5km	約 34 度	約 38 度	約 39 度
②	平芝公園	東	不可視	約 2.1km	約 20 度	約 22 度	約 19 度
③	三好丘緑地	全方位	可視	約 1.3km	約 25 度	約 28 度	約 26 度
④	三好丘公園	南～北西	不可視	約 1.1km	約 28 度	約 30 度	約 29 度
⑤	三好丘桜公園	全方位	可視	約 0.7km	約 39 度	約 37 度	約 37 度
⑥	三好公園	西～北	不可視	約 2.8km	約 16 度	約 15 度	約 16 度

注：1. 図中番号は、第 4.2.7-2 図に対応している。

2. 施設は、眺望点から水平の位置に眺望できると仮定した。また、樹木や人工構造物等の遮蔽物による影響は考慮していない。

3. 評価

(1) 評価手法

予測結果をもとに、景観資源及び主要な眺望点への影響、主要な眺望点から見た眺望景観への影響について、影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを評価した。

(2) 評価結果

① 景観資源及び主要な眺望点への影響

景観資源及び主要な眺望点については、直接改変がないことから、重大な影響はないと評価する。

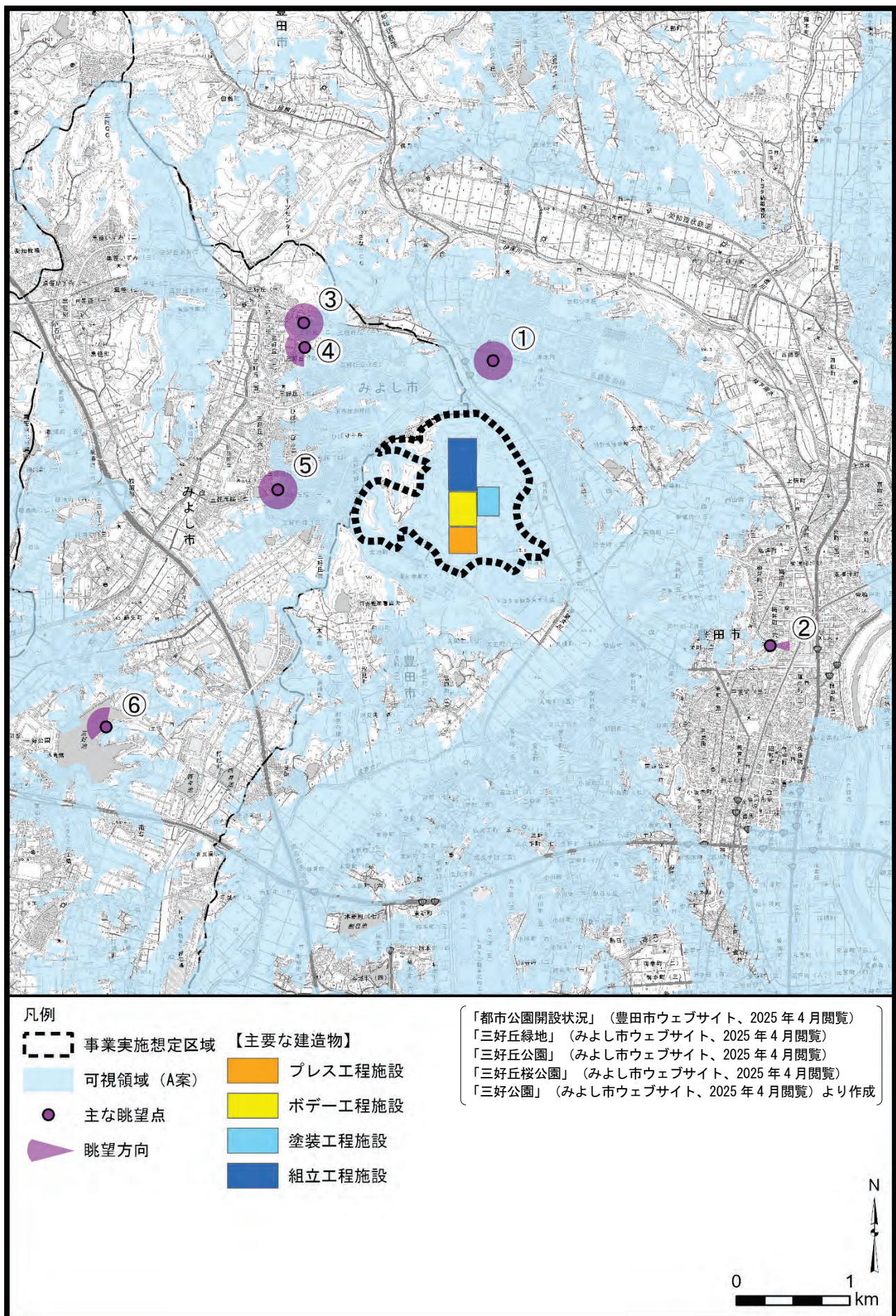
② 主要な眺望点から見た眺望景観への影響

予測の結果、主要な眺望点の 3 地点が可視領域に含まれる可能性がある。建造物の見えの大きさ（水平見込角）は A 案で最大約 39 度、B 案で最大約 38 度、C 案で最大約 39 度と予測した。「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省、2013 年）によれば、「水平見込角が、10° を超えると対象構造物は目立つようになる」ことから、A 案、B 案、C 案のいずれも、眺望景観への影響が生じる可能性があるとして評価する。

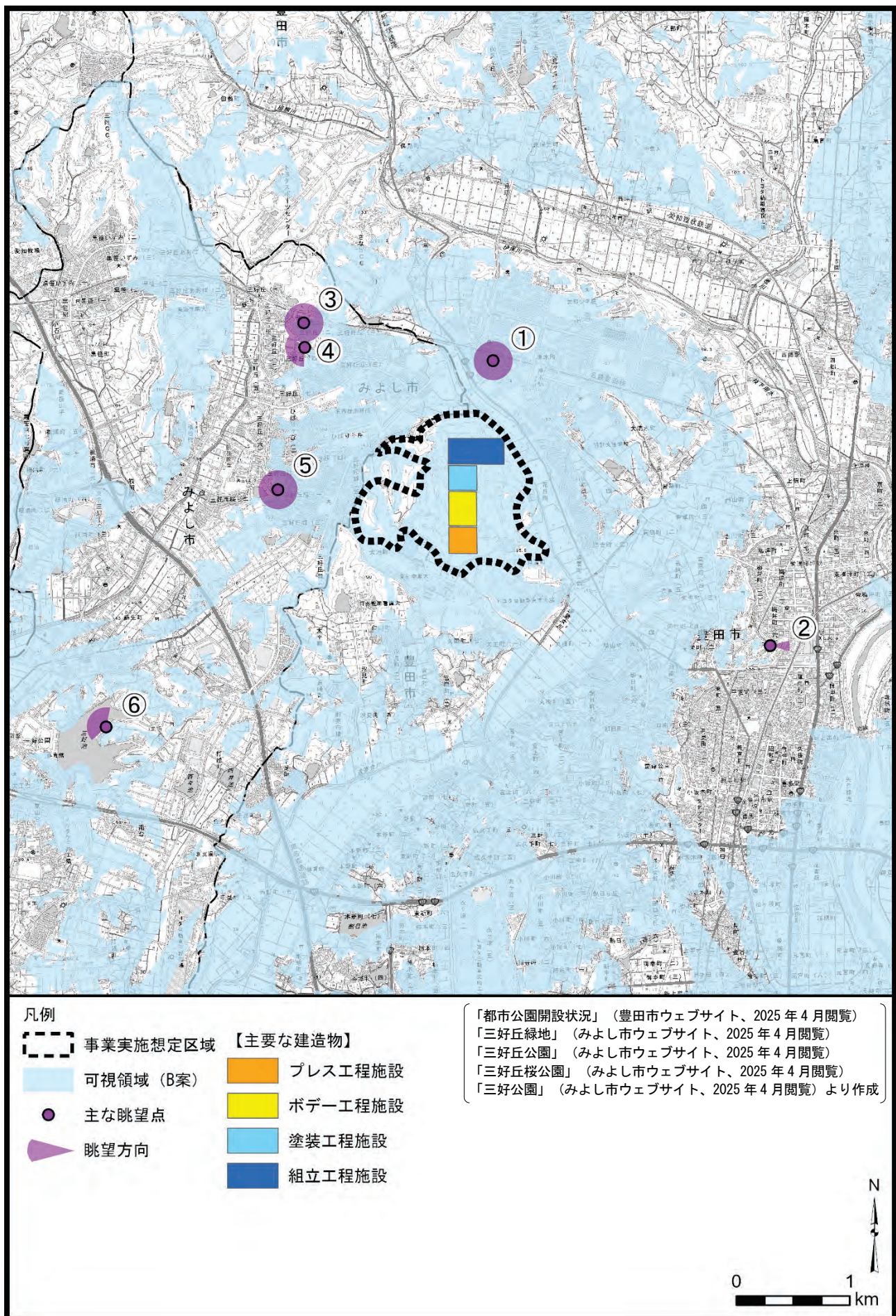
ただし、今後の環境影響評価手続きにおいて、「(3) 方法書以降の手続きにおいて留意する事項」を行うことにより、影響を回避又は低減できる可能性があるとして評価する。

(3) 方法書以降の手続きにおいて留意する事項

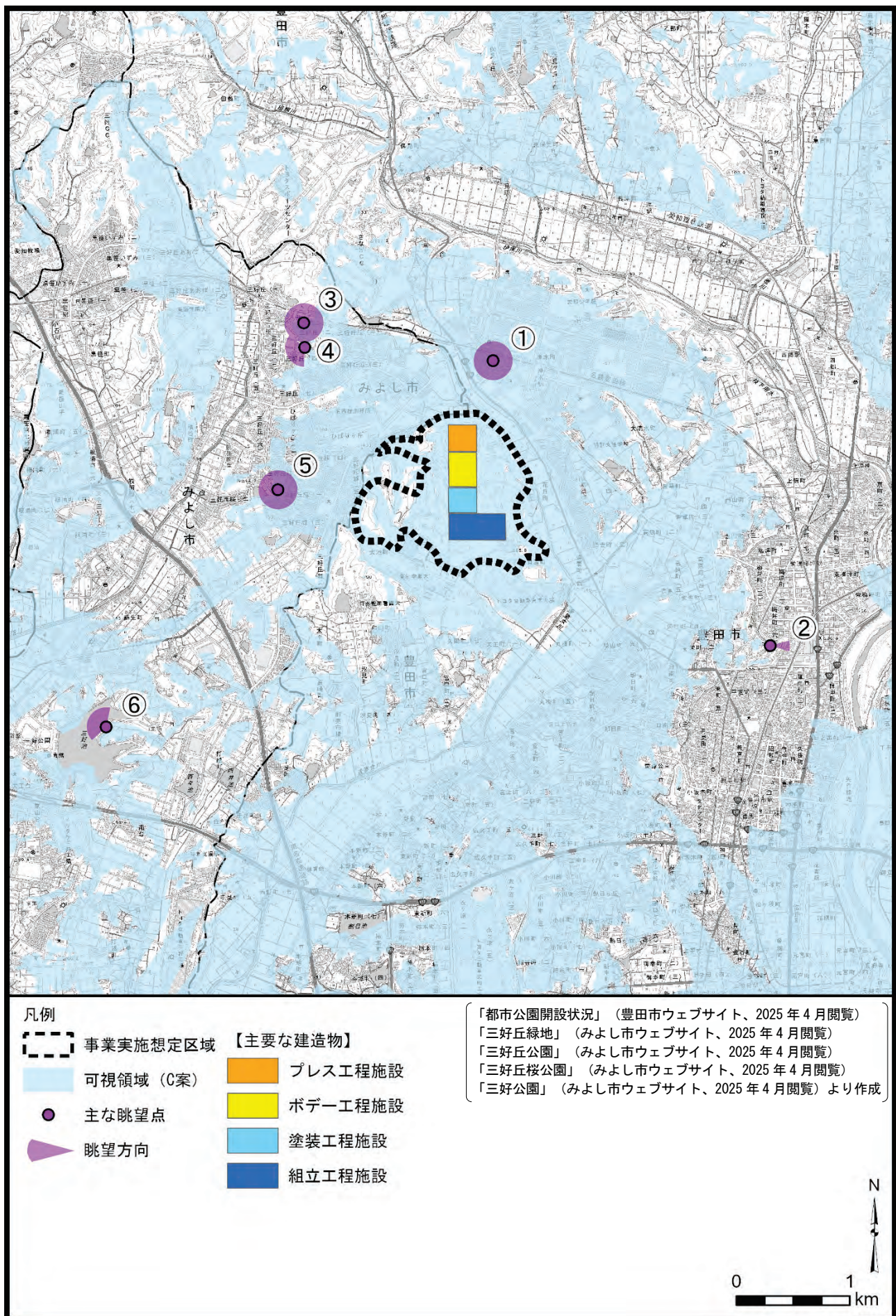
方法書以降の手続きにおいては、用地造成計画、施設建設計画等を勘案した可視領域図を作成し、現地調査を実施して実際の眺望景観の確認を行う。また、建造物の色彩、周辺環境と調和した植栽等の緑化計画を検討し、フォトモンタージュの作成等の眺望景観に係る予測を適切に行い、必要に応じて事業者が実行可能な範囲で環境保全措置を講じることとする。



第 4.2.7-2 図(1) 主要な眺望点及び可視領域 (A 案)



第 4.2.7-2 図(2) 主要な眺望点及び可視領域 (B 案)



第 4.2.7-2 図(3) 主要な眺望点及び可視領域 (C 案)

4.3 総合的な評価

本事業において選定した計画段階配慮事項の評価結果及び方法書以降の手続きにおいて留意する事項は、第 4.3-1 表のとおりである。

地下水の状況、動物、植物、生態系及び景観については、影響が生じる可能性がある。これらの影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、詳細な調査を実施し、環境保全措置を検討することにより、環境への影響を回避又は低減できるように留意するものとする。

また、重大な影響は想定されないが、建造物の配置の違いによる影響の違いを把握するため選定した騒音及び悪臭については、いずれも C 案の配置が最も影響の低減が可能な配置と評価した。

第 4.3-1 表(1) 計画段階配慮事項の評価結果及び留意する事項

環境要素	評価結果の概要	方法書以降の手続きにおいて留意する事項
騒音 (施設からの騒音)	建造物（プレス工程施設）から最寄りの住宅までの距離は、A 案及び B 案が約 240m、C 案が約 270m であった。3 案の比較では、C 案が最も住宅からの離隔距離が大きく、騒音の影響を最も低減可能な配置と評価する。	—
悪臭	建造物（塗装工程施設）から最寄りの住宅までの距離は、A 案が約 260m、B 案が約 390m、C 案が約 450m であった。3 案の比較では、C 案が最も住宅からの離隔距離が大きく、悪臭の影響を最も低減可能な配置と評価する。	—
地下水の状況及び 地下水質 (地下水の状況)	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在に伴い、雨水等の地下浸透量に変化が生じ、地下水の状況に影響が生じる可能性がある。 また、用地造成に伴い、切盛範囲が不透水層に及ぶ可能性があり、地下水の流れの変化や、帯水層の水圧の変化による周辺井戸の水量、水位変化等の影響が生じる可能性がある。 ただし、今後の環境影響評価手続きにおいて、「方法書以降の手続きにおいて留意する事項」を行うことにより、影響を回避又は低減できる可能性があると評価する。	方法書以降の手続きにおいては、専門家等へのヒアリングを行い、現地調査を実施し、事業実施想定区域及びその周囲の地下水の状況、地盤、地質の状況等を適切に把握するとともに、用地造成の計画を具体化する過程において地下水への影響が生じないよう、切盛範囲及び建屋掘削等の事業計画の詳細検討を行い、地下水の状況について予測及び評価を実施する。 また、造成法面及び施設周辺はできる限り早期に緑化する等、必要に応じて事業者が実行可能な範囲で環境保全措置を講じることとする。
動物 (重要な種及び注目すべき生息地)	事業実施想定区域の「樹林」、「草地」、「水辺（水田、湿地、池沼）」及び「市街地等」に生息する重要な種については、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により生息環境が変化し、重大な影響が生じる可能性がある。 一方、「河川」を生息環境とする重要な種については、直接改変による影響はないと予測されることから、重大な影響はないと評価する。 また、重要湿地及び KBA の一部が事業実施想定区域に含まれることから、注目すべき生息地については、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により環境が変化し、重大な影響が生じる可能性がある。 ただし、今後の環境影響評価手続きにおいて、「方法書以降の手続きにおいて留意する事項」を行うことにより、影響を回避又は低減できる可能性があると評価する。	方法書以降の手続きにおいては、当該地域における動物の専門家等へのヒアリングを行い、現地調査を実施し、事業実施想定区域及びその周囲に生息する動物の状況を適切に把握して、予測及び評価を実施する。 また、事業実施想定区域周辺の自然とのつながりを確保するため、事業実施想定区域の外周部等はできる限り既存の緑地を残し、新たな緑地を配置する等、必要に応じて事業者が実行可能な範囲で環境保全措置を講じることとする。

第 4.3-1 表(2) 計画段階配慮事項の評価結果及び留意する事項

環境要素	評価結果の概要	方法書以降の手続きにおいて留意する事項
植物 (重要な種及び群落)	事業実施想定区域の「樹林」、「草地」、「水辺(水田、湿地、池沼)」及び「市街地等」に生育する重要な種については、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により生育環境が変化し、重大な影響が生じる可能性がある。 一方、「河川」を生育環境とする重要な種については、直接改変による影響はないと予測されることから、重大な影響はないと評価する。 また、事業実施想定区域の重要な群落であるヌマガヤオーダー並びに「大池東湿地」及び「大池西湿地」においては、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により生育環境が変化し、重大な影響が生じる可能性がある。 ただし、今後の環境影響評価手続きにおいて、「方法書以降の手続きにおいて留意する事項」を行うことにより、影響を回避又は低減できる可能性があると評価する。 なお、巨樹・巨木林については確認されておらず、直接改変はないことから、影響はないと評価する。	方法書以降の手続きにおいては、当該地域における植物の専門家等へのヒアリングを行い、現地調査を実施し、事業実施想定区域及びその周囲に生育する植物の状況を適切に把握して、予測及び評価を実施する。 また、事業実施想定区域周辺と調和した植生を回復するため、造成法面及び施設周辺はできる限り現存植生を考慮して緑化するなど、必要に応じて事業者が実行可能な範囲で環境保全措置を講じることとする。
生態系 (地域を特徴付ける生態系)	事業実施想定区域においては、植生自然度 9 以上の植生、重要湿地、KBA、「大池東湿地」及び「大池西湿地」が分布しており、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により重要な自然環境のまとまりの場が変化し、重大な影響が生じる可能性がある。 ただし、今後の環境影響評価手続きにおいて、「方法書以降の手続きにおいて留意する事項」を行うことにより、影響を回避又は低減できる可能性があると評価する。	方法書以降の手続きにおいては、当該地域における動物及び植物の専門家等へのヒアリングを行い、現地調査を実施し、事業実施想定区域及びその周囲の地域を特徴付ける生態系及び重要な自然環境のまとまりの場の状況を適切に把握して、予測及び評価を実施する。 また、事業実施想定区域周辺の自然とのつながりを確保するため、事業実施想定区域の外周部等はできる限り既存の緑地を残し、新たな緑地を配置する等、必要に応じて事業者が実行可能な範囲で環境保全措置を講じることとする。
景観	① 景観資源及び主要な眺望点への影響 景観資源及び主要な眺望点については、直接改変がないことから、重大な影響はないと評価する。 ② 主要な眺望点から見た眺望景観への影響 予測の結果、主要な眺望点の 3 地点が可視領域に含まれる可能性がある。建造物の見えの大きさ(水平見込角)は A 案で最大約 39 度、B 案で最大約 38 度、C 案で最大約 39 度と予測した。「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土交通省、2013 年)によれば、「水平見込角が、10°を超えると対象構造物は目立つようになる」ことから、A 案、B 案、C 案のいずれも、眺望景観への影響が生じる可能性があると評価する。 ただし、今後の環境影響評価手続きにおいて、「方法書以降の手続きにおいて留意する事項」を行うことにより、影響を回避又は低減できる可能性があると評価する。	方法書以降の手続きにおいては、用地造成計画、施設建設計画等を勘案した可視領域図を作成し、現地調査を実施して実際の眺望景観の確認を行う。また、建造物の色彩、周辺環境と調和した植栽等の緑化計画を検討し、フォトモンタージュの作成等の眺望景観に係る予測を適切に行い、必要に応じて事業者が実行可能な範囲で環境保全措置を講じることとする。

第 5 章

計画段階環境配慮書を委託した事業者の名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第5章 計画段階環境配慮書を委託した事業者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

計画段階環境配慮書の一部は、以下に示す事業者に委託した。

事業者の名称	:	株式会社テクノ中部
代表者の氏名	:	代表取締役社長 榑原 洋実
主たる事務所の所在地	:	愛知県名古屋市港区大江町 3 番 12

